

## 資料2

中央教育審議会大学分科会  
大学規模・大学経営部会（第2回）  
H21.5.26

# 量的規模等の検討のための資料・データ

# 目次

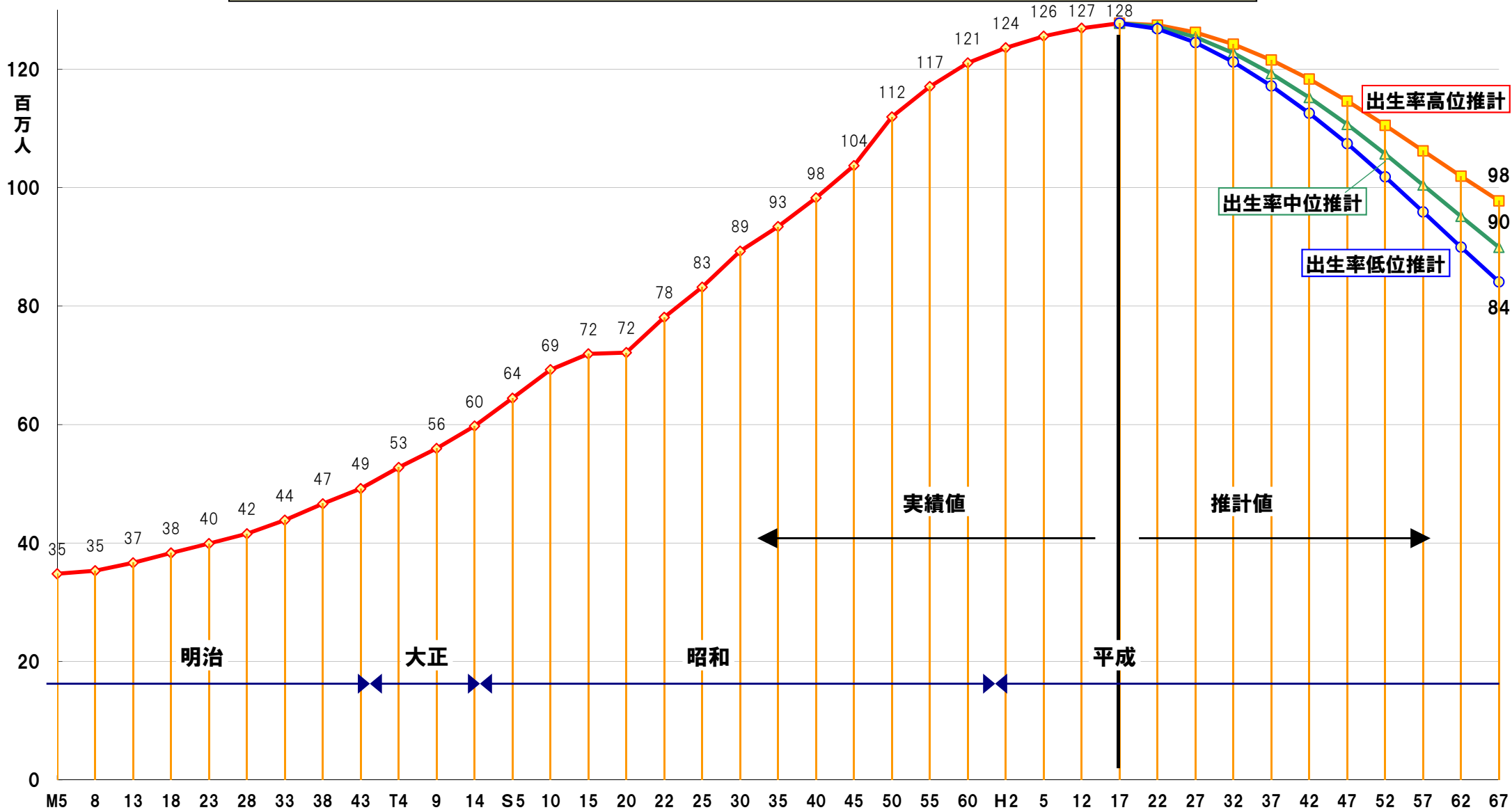
<b>1. 大学全体に関わる事項</b>	<b>3</b>
(1) 日本の人口の推移	4
(2) 18歳人口, 進学率の推移	5
(3) 大学数や進学率等に関する欧米との比較	6
(4)① 人口1,000人当たりの大学在学者数 (国際比較)	7
(4)② 人口1,000人当たりの大学在学者数の推移	8
(5) 各国の大学進学率の比較	9
(6) 大学への入学年齢の散らばりの国際比較	10
(7) 将来の世界人口の推計	11
(8) 学生に占める留学生の内訳	12
(参考1) 「高等教育計画」について	13
(参考2) アメリカの州立大学の計画的整備	14
(参考3) イギリスの大学の量的規模の拡大	15
(9) 進学率の推移 (都道府県別)	16
(10) 県内の18歳人口に対する進学者数の割合の推移 (都道府県別)	17
(11) 進学者のうち県内に進学する割合の推移 (都道府県別)	18
(12) 入学者のうち県内出身者の割合の推移 (都道府県別)	19
<b>(参考)教育研究資源を効率的に活用することによって経営基盤強化を図る取組</b>	<b>20</b>
(参考1) 国公立大コンソーシアム・福岡-地域からアジアへ, 環境・エネルギー問題に挑む-	21
(参考2) 学校法人新設時に地方自治体から創設費全額補助を受けた学校法人の事例	22
(参考3) ① 自主的な経営改善への支援 (定員割れ改善促進特別支援経費)	23
(参考3) ② 定員割れ改善促進特別支援経費における取組事例	24
<b>2. 大学間相互の関係</b>	<b>25</b>
(1) 大学の機能別分化	26
(参考1) カーネギー教育振興財団によるアメリカの大学分類	27
(2) 大学における教育課程の共同実施制度	28
(3) 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム	29

(4)① 国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の創設	30
(4)② 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業	31
(5) 国立大学法人運営費交付金による共同利用・共同研究の支援	32
(6) 私立大学等経常費補助金(特別補助)による大学間の連携・協力への支援	33
(7) これまでの大学数と入学定員の減少	34
(8) 大学の再編・統合等の推移	35
(9) 学校法人の合併の推移	36
<b>3. 各大学の取組</b>	<b>38</b>
(1) 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移	39
(2) 私立大学・短期大学の入学定員充足状況	40
(3)① 規模別の入学定員充足率(大学)	41
(3)② 規模別の入学定員充足率(短大)	42
(4)① 地域別の入学定員充足率(大学)	43
(4)② 地域別の入学定員充足率(短大)	44
(5)① 国公立大学の在学者数規模別の大学数と学生数	45
(5)② 私立大学の在学者数規模別の大学数と学生数	46
(6) 平成20年度の18歳人口を100とした場合の、平成20年度の小学校第一学年の児童数の値	47
(7) 財務関係書類の情報公開の比較	48
(8) 平成20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果①一般公開の状況と方法	49
(8)② 一般公開の内容(ホームページ・広報誌等の刊行物について)	50
(8)③ 私立学校法第47条に基づいて作成する「事業報告書」の記載内容	51
(8)④ 情報公開に当たっての工夫	52
(9) 大学における情報の積極的な提供に関する取組	53
(10)① イギリスにおける大学の質保証に関わる制度(概略)	54
(10)② イギリスの大学の情報公開(Unistats)の概要	55
(11) 短期大学における専任教員数の算定方法	56
(12) 定員超過・定員割れに関する取扱いの概要	57

# 1. 大学全体に関わる事項

# 1(1) 日本の人口の推移

日本の人口は、平成17・18年をピークとして、今後減少期に入ることが推計されている。  
 今後の減少の程度は、出生率等の推計方法により異なる。

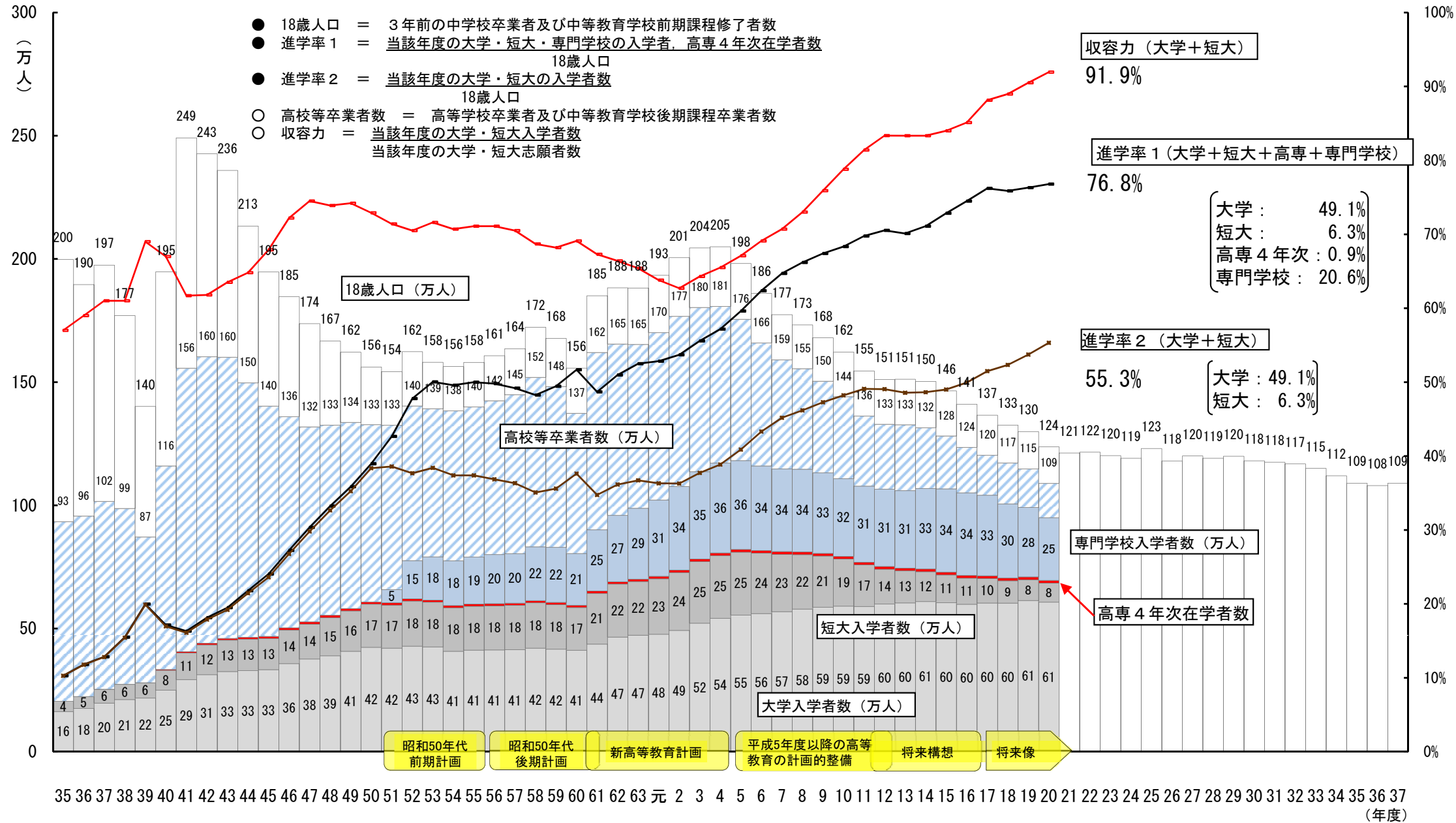


国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2008年版）」を基に作成

（2010年以降は、同研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の「死亡中位」における3推計を使用）(<http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest03/newest03.asp>)

# 1(2) 18歳人口, 進学率の推移

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 =  $\frac{\text{当該年度の大学・短大・専門学校の入学者数}}{\text{18歳人口}}$  (高専4年次在学者数)
- 進学率2 =  $\frac{\text{当該年度の大学・短大の入学者数}}{\text{18歳人口}}$
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生及び中等教育学校後期課程卒業生数
- 収容力 =  $\frac{\text{当該年度の大学・短大入学者数}}{\text{当該年度の大学・短大志願者数}}$



大学 : 49.1%  
短大 : 6.3%  
高専4年次 : 0.9%  
専門学校 : 20.6%

大学 : 49.1%  
短大 : 6.3%

# 1(3) 大学数や進学率等に関する欧米との比較

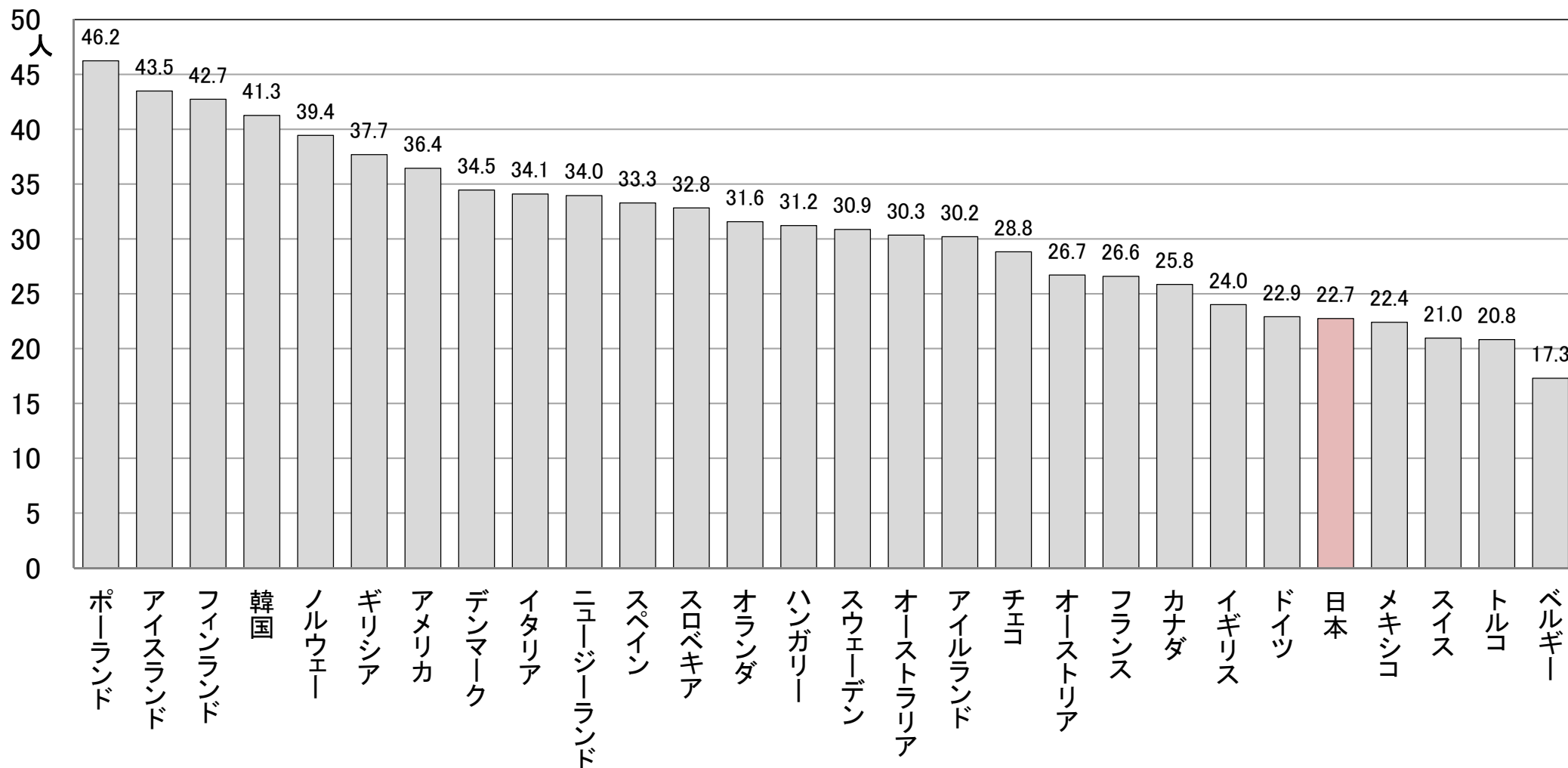
アメリカでは、私立が大学数の7割以上を占めるが、学生数では州立大学が7割近くを占める。また、ヨーロッパでは、大学数・学生数とも、国立(連邦制であるドイツは州立)が多くを占める。  
我が国は、人口1000人当たり学生数や留学生受入数に関して、欧米に後れを取っている。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学数	752校 	2,579校 	169校 	94校 	376校 
学生数 (学部・大学院のみ)	学部252万人 大学院26万人 	学部848万人 大学院252万人 	学部180万人 大学院56万人 	学部88万人 大学院52万人 	学生数199万人 
学部進学率	49%	64%	57%	41%	37%
人口1000人 当たり学生数	22人 学部 20人 大学院 2人	37人 学部 29人 大学院 9人	39人 学部 30人 大学院 9人	23人 学部 14人 大学院 9人	24人 <small>〔ドイツでは、大学院として独立した組織が存在しない〕</small>
留学生受入数	9万1000人 学部 6万人 大学院 3万2000人	56万5000人 学部 23万6000人 大学院 26万人	24万9000人 学部 13万2000人 大学院11万7000人	21万人 学部 10万2000人 大学院10万8000人	19万人

日本は2008年、アメリカは2005年、イギリスは2006年、フランスは2005年、ドイツは2005年、韓国は2006年の統計を主に使用  
(文部科学省「教育指標の国際比較」、OECD「図表でみる教育」、各国の統計資料等を基に作成。表中の数値は、四捨五入により合計が一致しないことがある)

# 1(4)① 人口1,000人当たりの大学在学者数(国際比較)

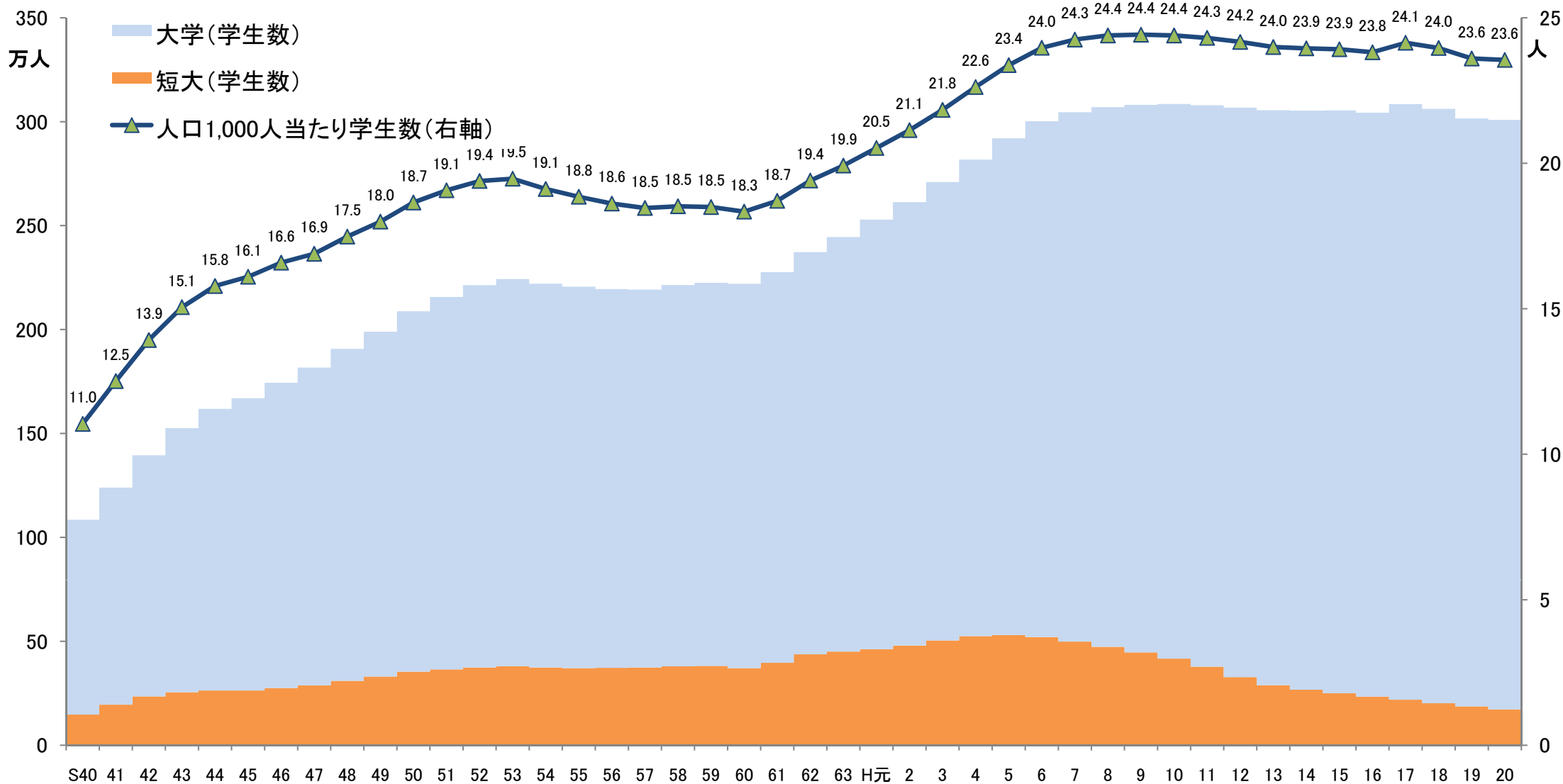
諸外国との比較で見ると、人口に対する我が国の大学在学者数の割合は決して高いとは言えない。





# 1(4)② 人口1,000人当たりの大学在学者数の推移

人口1,000人当たりにおける大学(短大を含む)学生数は、平成6年度の24.0人以降横ばい傾向だが、近年わずかな減少傾向が見られる。

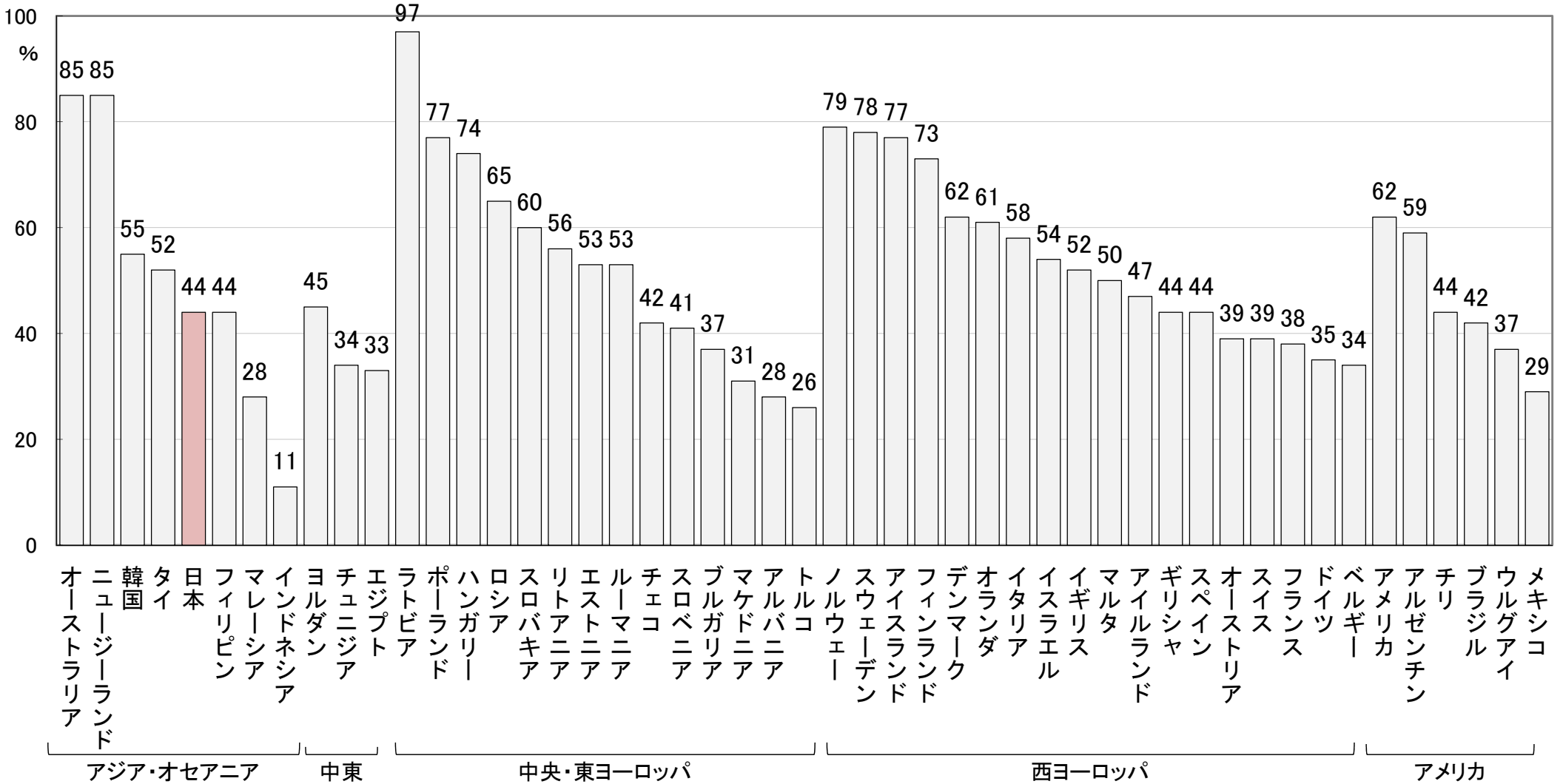


人口1,000人当たり学生数の算出に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2009」表1-3の我が国の人口推移を使用(平成20年は推計値)

# 1(5) 各国の大学進学率の比較

大学進学率(入学者数(年齢は問わない)の入学年齢相当人口に対する割合)は、国によって大きく異なる。その中で、日本の進学率44%は国際的に見て、決して高い水準とは言えない。

2005年



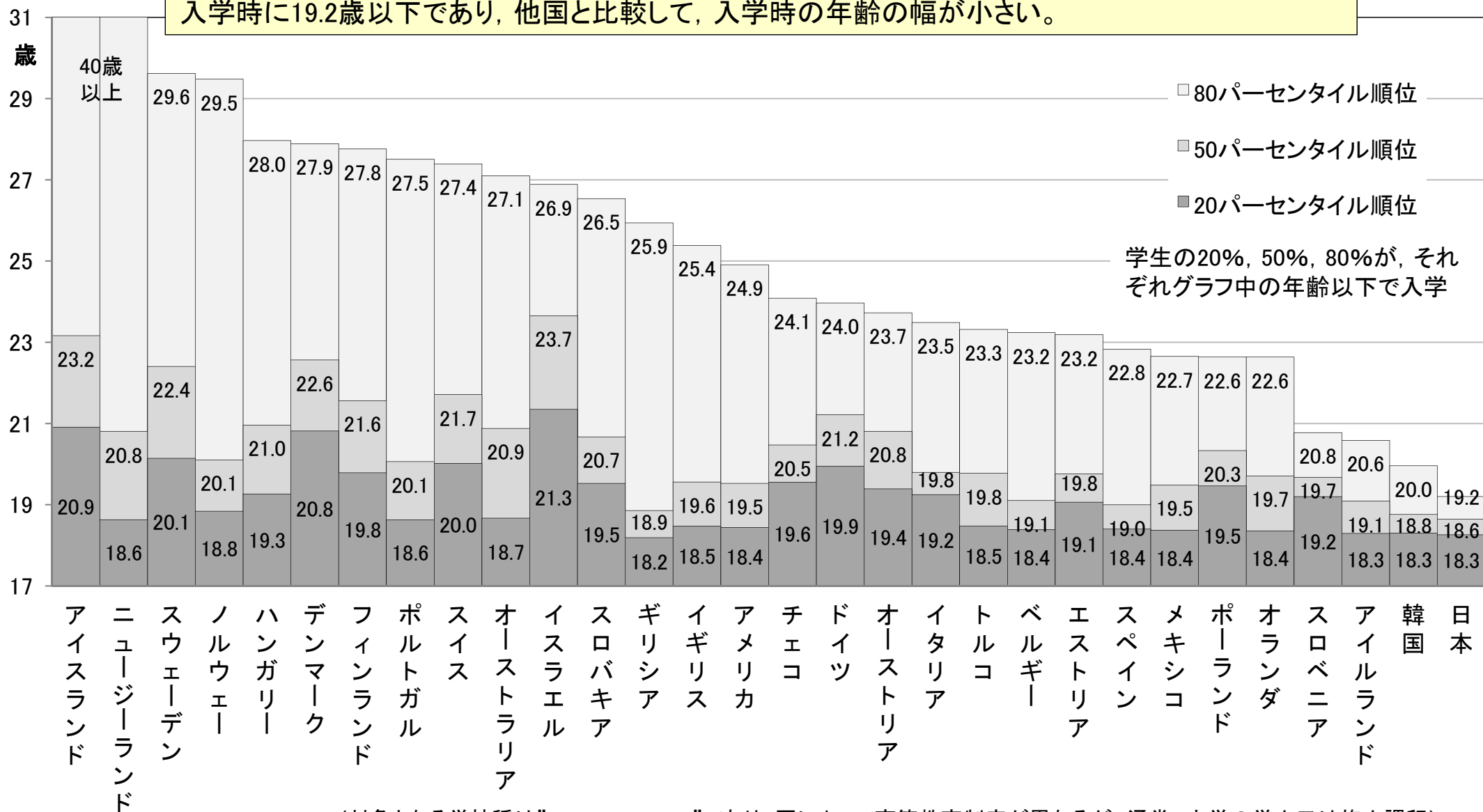
UNESCO Institute for Statistics “Global Education Digest 2007 Comparing Education Statistics Across the World” Table 7を基に作成 (ISCED 5Aの値)

上記のほか、中国の進学率は約20%、シンガポール23.5%(ポリテクを加えると62%)、台湾79.0%と推計される。

(いずれも、各国の統計を基に文部科学省において独自に試算)

# 1(6) 大学への入学年齢の散らばりの国際比較

各国とも、後期中等教育終了後ただちに大学に入学する者が、一定程度の割合を占める。しかし、多くの国で、入学時の年齢にある程度の幅が見られるのに対し、日本の大学生の8割は、入学時に19.2歳以下であり、他国と比較して、入学時の年齢の幅が小さい。



(対象となる学校種は”Tertiary-type A”であり、国によって高等教育制度が異なるが、通常、大学の学士又は修士課程)

# 1(7) 将来の世界人口の推計

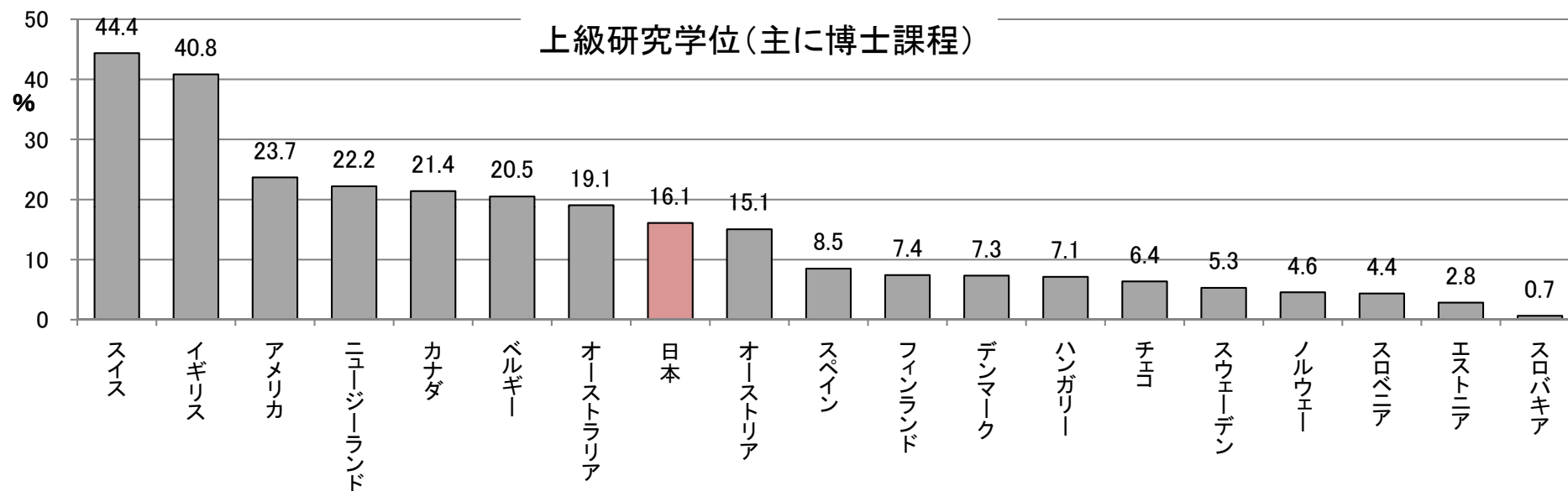
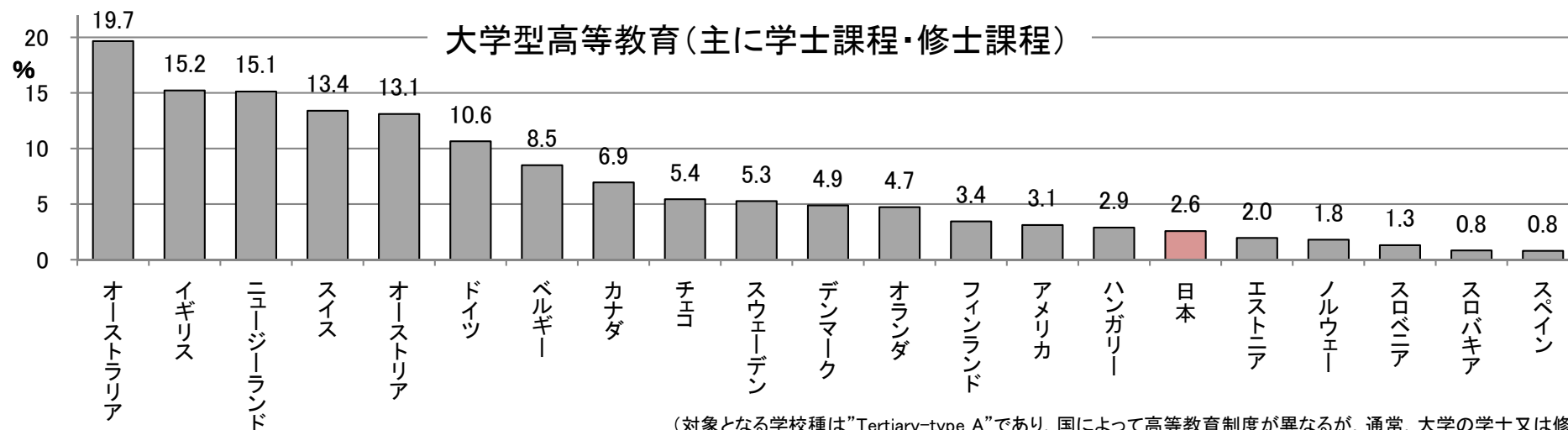
日本の人口は減少期に入ったが、全世界では、2005年の65億1475万人から2025年の80億1051万人に増加。うち、アジアは39億3802万人から47億7899万人に増加。

(単位:千人)

	2005年	2010年	2025年	2050年
世界全域	6,514,751	6,906,558	8,010,509	9,191,287
先進地域	1,215,636	1,232,457	1,258,970	1,245,247
発展途上地域	5,299,115	5,674,101	6,751,540	7,946,040
アフリカ	922,011	1,032,013	1,393,871	1,997,935
アジア	3,938,020	4,166,308	4,778,988	5,265,895
(内訳) 中国	1,312,979	1,351,512	1,445,782	1,408,846
インド	1,134,403	1,220,182	1,447,499	1,658,270
ヨーロッパ	731,087	730,478	715,220	664,183
ラテンアメリカ	557,979	593,697	688,030	769,229
北部アメリカ	332,245	348,574	392,978	445,303
オセアニア	33,410	35,489	41,421	48,742

# 1(8) 学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程については、OECD平均は7.3%，EU19カ国平均は6.3%であるのに対して、日本は2.6%にとどまる。博士課程については、OECD平均は15.9%，EU19カ国平均は11.9%であるのに対して、日本は16.1%。イギリスの40.8%，アメリカの23.7%に比較して少ない。



# (参考1) 「高等教育計画」について

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受けて、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」又は「将来構想」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新增設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

## 1. 昭和50年代前期計画(昭和51年度～昭和55年度)

- ・ 期間中、18歳人口が160万人前後で推移する中、大学への大都市への過度の集中を抑制。地方の大学の計画的整備を進めた。
- ・ 昭和50年に私立学校振興助成法とともに私立学校法が改正され、私立大学の量的拡大に対する一定の規制と質的改善が図られた。

## 2. 昭和50年代後期計画(昭和56年度～昭和61年度)

- ・ 前期計画に引き続き、18歳人口が160万人台から暫時増加する中、進学動向が停滞傾向にあることを踏まえ、量的拡大の抑制、地域配置の適正化等の観点から高等教育の整備を進めた。

## 3. 新高等教育計画(昭和61年度～平成4年度)

- ・ 平成4年度までに18歳人口は205万人に急増し、それ以降急減することから、昭和58年の進学率(35.6%)をピーク時において維持するため、全国の大学・短大で約8万6千人の入学定員増を行うこととした(このうち、4万4千人は、期間を限定した臨時的定員)。

## 4. 平成5年度以降の高等教育の計画的整備(平成5年度～平成12年度)

- ・ 期間中に18歳人口が150万人程度まで急減するため、引き続き大学の新增設を原則として抑制しつつ、臨時的定員を解消することとした。

## 5. 平成12年度以降の高等教育の将来構想(平成12年度～平成16年度)

- ・ 18歳人口の急減により量的規模の縮小が見込まれることから、計画的整備目標は設定せず、引き続き大学の新增設は原則として抑制した。
- ・ 臨時的定員については段階的に解消する一方で、平成11年度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることとした。

## 6. 我が国の高等教育の将来像(平成17年度以降)

- ・ 平成15年に大学・学部等の設置に関する抑制方針を基本的に撤廃し、政策手法を「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
- ・ 若年人口の過半数が高等教育を受けるユニバーサル段階では、大学の機能別分化に基づく多様化・個性化と大学教育の質の保証が重要な課題であるとした。

## (参考2) アメリカの州立大学の計画的整備

連邦制国家であるアメリカでは、高等教育機関の設置及び認可は、州政府に権限があり、州政府が高等教育マスタープランを通じて、高等教育の機能別分化や進学機会の充実等の取組を進めている。

### 1. カリフォルニア州の教育マスタープラン

○カリフォルニア州では、州憲法と州政府の教育マスタープランに基づいて、州立大学が3つのグループに機能別分化されており、州政府は、その分化に応じて、必要な財政支出等を行っている。

#### ①UC (University of California)

- ・ Davis, Berkeley等の10大学は、州内の成績上位12.5%内の者を主に受入れ。
- ・ 研究や大学院教育を重視し、学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。

#### ②CSU (California State University)

- ・ 23大学は、州内の成績上位1/3以内の者を主に受入れ。
- ・ 学部教育、修士プログラム、看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム、教員養成を担う。

#### ③CCC (California Community College)

- ・ 110大学があり、入学者に関する要件はない。
- ・ 職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。

### 2. その他の州の動向

- 他州においても、高等教育への参加者の増加や、州内の地域や人種間の機会の進学格差の縮小等は大きな政策課題となっており、各種の計画が設けられている。
- 例えば、テキサス州の「2000年高等教育計画」は、2015年までに、学生数を63万人増加、学士等の取得者を9.5万人から21万人に増加、工学・コンピュータ・数学・物理の学士等取得者を1.45万人から2.9万人に倍増するなどの計画を掲げている。



## (参考3) イギリスの大学の量的規模の拡大

イギリスでは、大学教育の規模の拡大の観点から、90年代のポリテクニクの大学への昇格や、現在の“widening participation”の政策が取られている。

### 1. 1992年のポリテクニクの大学への昇格

- イギリスでは、従来、高等教育機関のうち、大学以外のポリテクニク等は、独自の学位授与権を持たず、地方教育当局により設置・運営される公営部門だった。
- まず、1989年には、ポリテクニク等は、地方政府の所管を離れ、独立の法人格が賦与され、その運営費は国庫から交付されることとなった。
- さらに、大学教育に多くの者が進学する機会が提供されるのが政策目標とされ、「1992年継続・高等教育法」により、ポリテクニク等のうち、一定の規模と内容を持つものには、独自の学位授与権が与えられ、大学の名称を付すことができることとなった。
- これにより、約50校のポリテクニクが大学になり、イギリスの大学は一挙に倍増した。
- この結果、大学進学者数が増加し、1988年の進学率15.1%に対し、1994年には31.1%に大きく上昇した。

(なお、イギリスでは、職業教育を担う「継続教育カレッジ」は、上記の高等教育機関と別に存在する。)

### 2. 近年の大学の規模拡大政策

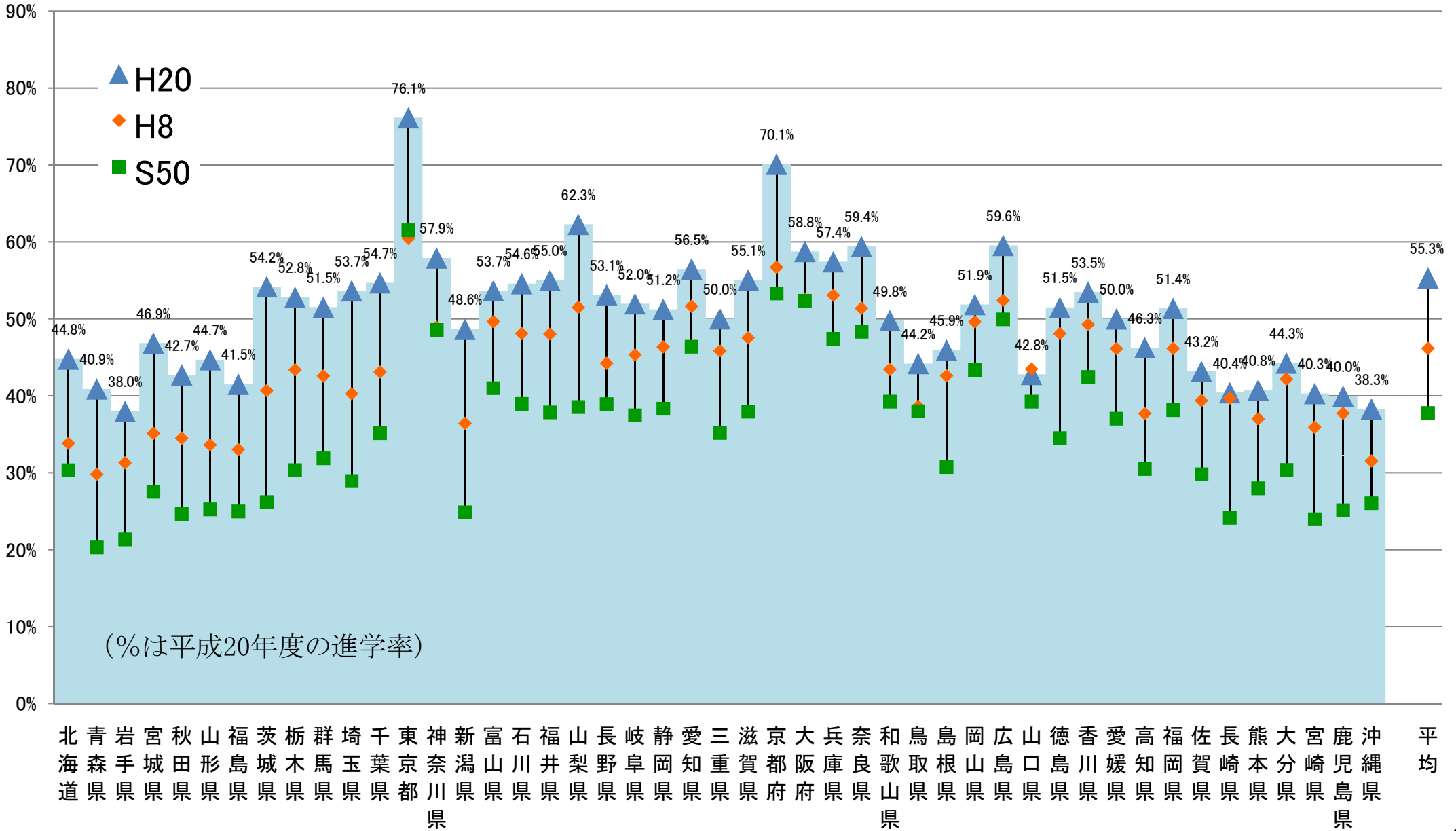
- 現在、18-30歳の者の高等教育の進学率は約43%とされるが、これを2年間ごとに1%ずつ上昇させ、50%に達することが政府の政策目標とされている。
- その際、出身社会階層により進学状況に大きな違いが見られることが論点となっており、「widening participation」の考え方により、より平等・公平な進学機会の拡充のために、若者の進学意欲を高めることが課題とされている。
- また、現在、高等教育担当大臣の求めに応じて、高等教育の将来像に関する議論が活発になされており、その一環として、「大学が直面している人口動態の課題」が取り上げられている。そこでは、今後の地域ごとの人口の変動、若者の大学進学意欲の動向、移民政策の展望等を踏まえた検討がなされている。



# 1(9) 進学率の推移(都道府県別)

=大学・短大への進学者数/18歳人口

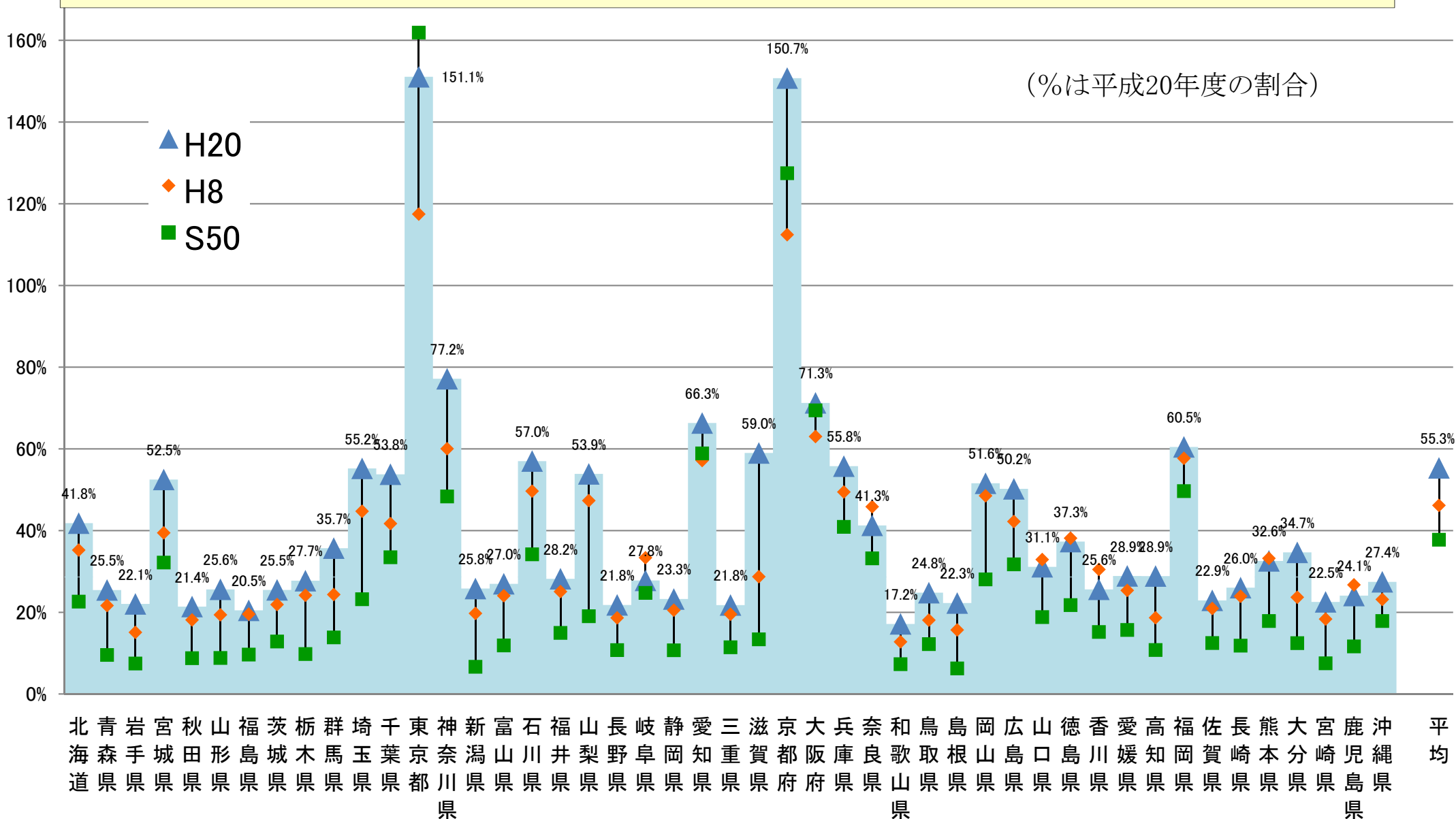
県ごとに違いはあるものの、進学率は各県とも一貫して上昇(全国平均:昭和50年度37.8%→平成20年度55.3%)。



# 1(10) 県内の18歳人口に対する進学者数の割合の推移(都道府県別)

=県内の大学・短大への進学者数/18歳人口

各県の18歳人口に対する大学・短大への進学者数の割合は、東京と京都が100%を超えている。その他の県も上昇(全国平均:昭和50年度37.8%→平成20年度55.3%)。

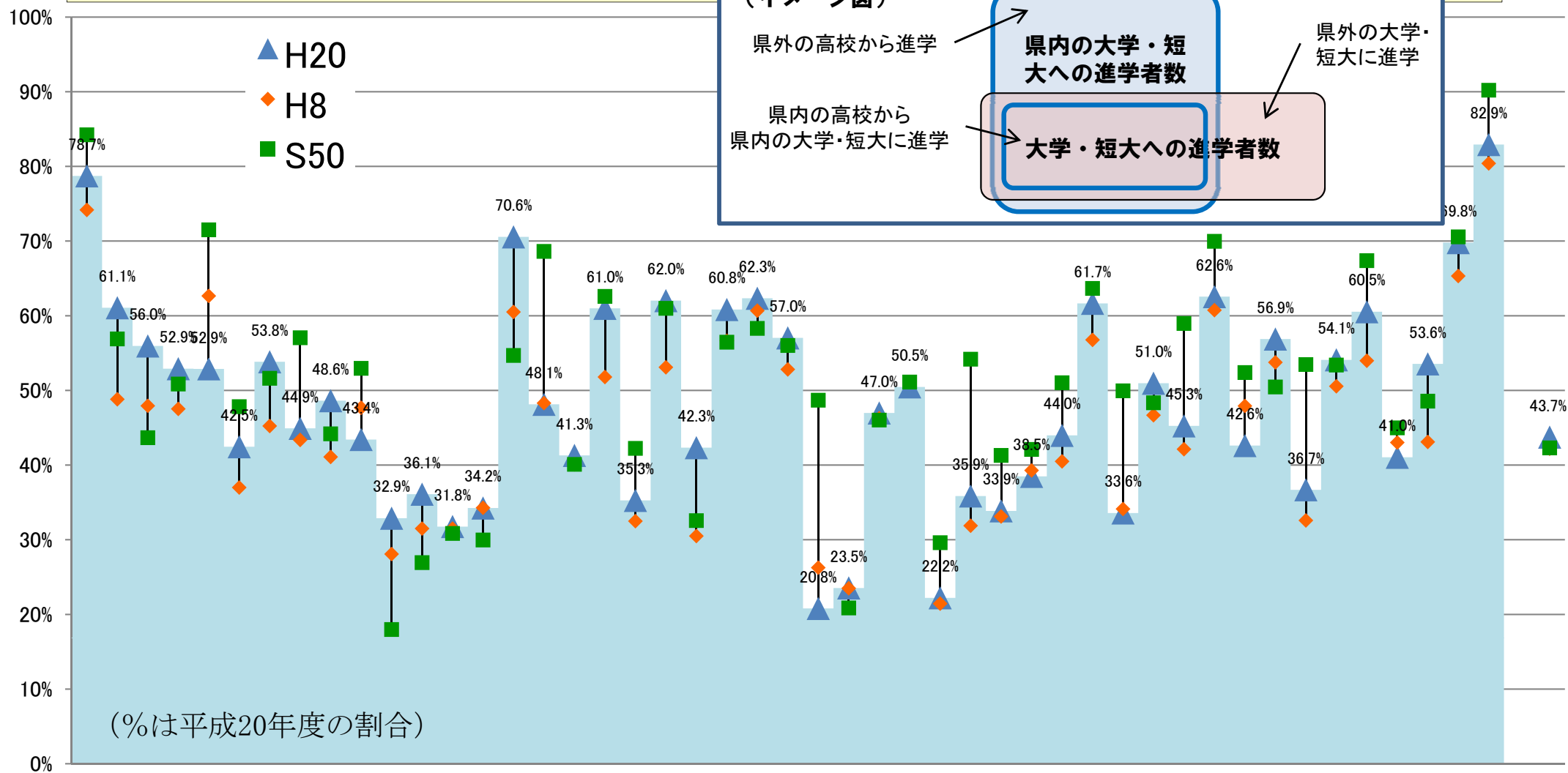




# 1(12) 入学者のうち県内出身者の割合の推移(都道府県別)

=大学・短大進学者のうち県内への進学者数/県内の大学・短大への進学者数

各県の大学・短大への入学者のうち、県内出身者の割合が平均を下回る地域は、南関東・近畿等(全国平均:昭和50年度42.3%→平成20年度43.7%)。



北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 鳥 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖 平  
 海 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 奈 潟 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 歌 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 児 縄 均  
 道 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 都 川 県 県 県 県 県 県 県 県 府 府 県 県 山 県

(参考)

教育研究資源を効率的に活用することによって  
経営基盤強化を図る取組

# (参考1) 国公立大コンソーシアム・福岡-地域からアジアへ、環境・エネルギー問題に挑む-

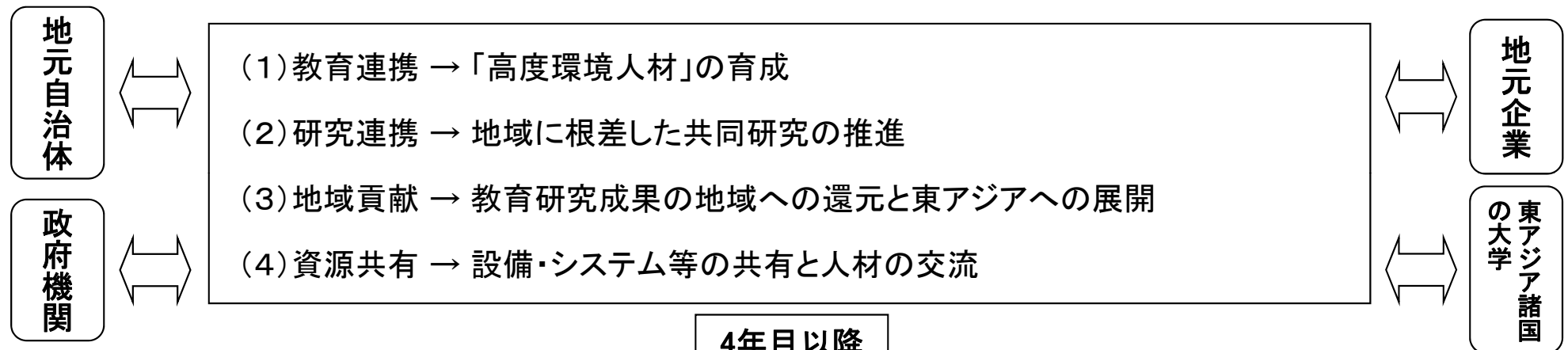
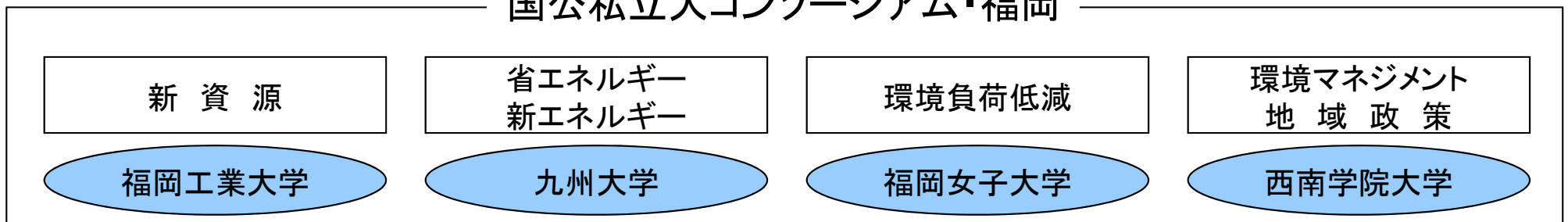
<H20年度戦略的大学連携支援事業選定>

代表校:福岡工業大学 連携校:九州大学, 福岡女子大学, 西南学院大学

地球規模のテーマである環境・エネルギー問題の解決に寄与するため、福岡市臨海部に位置する4大学が、大学院修士課程レベルで国公立大コンソーシアムを形成。

コンソーシアムでは、福岡からアジアを見据えつつ、**高度環境人材**(環境・エネルギー問題や地域経済の振興課題に主導的・総合的に取り組むことのできる人材)の育成に努めるとともに、地域が抱える課題を中心に**共同研究**を推進し、その成果を積極的に還元。また、広く地域社会で活用されることを企図した**環境・エネルギーデータベース**を構築するとともに、公開講座や地元自治体との共催による双方向型セミナー、企業や環境保護団体へのコンサルティング等を実施することにより**地域貢献**。これらの成果をベースに、将来的には**教育課程の共同実施**を視野。

## 国公立大コンソーシアム・福岡



4年目以降

## 教育課程の共同実施

# (参考2) 学校法人新設時に地方自治体から創設費全額補助を受けた学校法人の事例

学校法人の新設時に、創設費(設置経費)の全額補助を受けた学校法人では、地方公共団体関係者が学校法人役員として参画するなど地元自治体との連携が見られる。

開設年度	学校法人名	学校法人所在地	協力した地方自治体	大学名	理事会役員の就任状況(H20.7現在)
H4	東北芸術工科大学	山形県山形市	山形県山形市	東北芸術工科大学	就任なし
H6	長岡造形大学	新潟県長岡市	新潟県長岡市	長岡造形大学	理事:長岡副市長
	名護総合学園	沖縄県名護市	沖縄県名護市 他11町村	名桜大学	理事:名護市長, 金武町長
H9	高知工科大学	高知県香美市土佐山田町	高知県	高知工科大学	理事長:高知県副知事 (H21年4月, 学校法人を解散し, 公立大学法人化)
H12	静岡文化芸術大学	静岡県浜松市	静岡県浜松市	静岡文化芸術大学	理事長:静岡県知事
H13	東北公益文科大学	山形県酒田市	山形県酒田市 山形県鶴岡市 他12町村	東北公益文科大学	理事長:山形県副知事 理事:酒田市長, 鶴岡市長
	鳥取環境大学	鳥取県鳥取市	鳥取県鳥取市	鳥取環境大学	理事:鳥取市長

いずれの事例も、学校法人として、一つの大学を設置。

# (参考3)① 自主的な経営改善への支援(定員割れ改善促進特別支援経費)

平成20年度予算 800百万円  
 (平成19年度予算 400百万円)  
 ※平成21年度は新たに未来経営戦略推進経費を創設

## 〔概要〕

経営の効率化や学校規模の適正化(学部・学科の改組転換, 入学定員の削減等)など経営改善に向け取り組んでいる大学等を支援。

対象: 当該年度の学校単位(大学院を除く)の収容定員充足率が50%超100%未満の大学等

## 〔配分方法〕

大学等の規模(収容定員)に基づき, 原則として連続する5カ年を限度に, 1校あたり10,000~20,000千円を増額する。

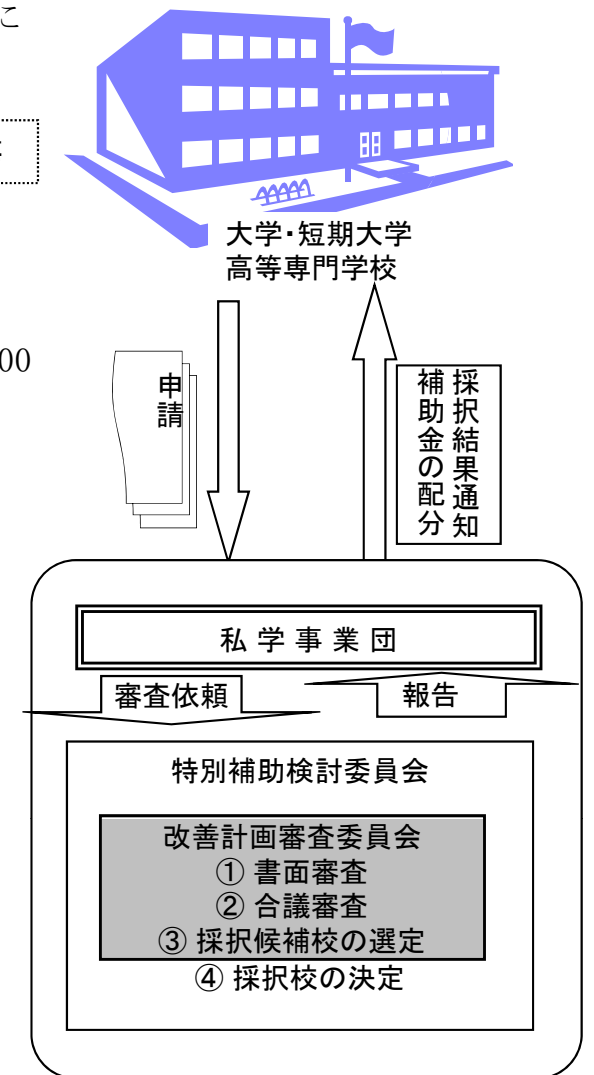
## 〔審査方法〕

経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に向けた計画を作成し実施する大学等に対し, 有識者会議による審査を行う。なお, 対象事業の選定に当たっては, 改善計画の実現可能性, 経営の効率性, 収支の改善可能性などについて考慮する。

採択校に対しては, 3年経過後に中間評価を行う。

## 〔採択状況〕(平成20年度)

	申請	採択	採択率
大学	41校	19校	46.3%
短期大学	38校	11校	28.9%
全体	79校	30校	38.0%





# (参考3)② 定員割れ改善促進特別支援経費における取組事例

## 【事例1】学校法人A

設置校：〇〇大学(1学部)入学定員240名

### ◎経営改善に向けた取組

- (1) 広報活動の強化
  - ① 広報戦略会議の設置
  - ② HPのリニューアルなど情報発信力の強化
  - ③ 高校生向けテキストの作成・発信
  - ④ 高校生論文コンテストの実施
  - ⑤ 地元高校における出張講義の拡充
- (2) 地元出身者の協力による近隣圏における学生募集の強化
- (3) 地域共創センターの設置(市民交流, 共同事業開催の窓口)
- (4) 地元金融機関との連携による奨学融資制度や特待生制度の制定
- (5) 社会ニーズにあった学科再編とカリキュラムの再構築
- (6) 中期計画対策チームの設置(経営改善計画の立案, 効果検証)

## 【事例3】学校法人C

設置校：〇〇大学(3学部)入学定員260名

〇〇短期大学(1学科)入学定員110名

### ◎定員規模の適正化：入学定員260名→380名(120名増)

- (1) 2学部を1学部に改組(定員を30名削減)
- (2) 社会ニーズに対応した新学部を設置(入学定員150名)

### ◎経営改善に向けた取組

- (1) 都市圏へのキャンパス移転 ※公私協力方式による移転(地方公共団体からの校地・校舎の無償貸与, 補助金)
  - ① キャンパスの都市圏としての利便性をPR
  - ② 社会人や科目等履修生の積極的な受入れ
  - ③ 市民対象の公開講座及び講習会を開催
  - ④ 図書館や体育館などの施設を開放
  - ⑤ 学生のボランティア活動等により地域活性化に貢献
  - ⑥ 多様な地場産業との産学連携と人材供給
- (2) 施設等ハード面の充実整備(地方公共団体からの補助金を活用)

## 【事例2】学校法人B

設置校：〇〇短期大学(2学科)入学定員200名

### ◎経営改善に向けた取組

- (1) 経営役員体制の刷新(非常勤理事を常勤理事とするなど責任の明確化)
- (2) 部署別計画表作成と四半期ごとに達成状況をフォロー
- (3) 実績評価を賞与・昇給に反映(事務職員)
- (4) 事務効率化やアウトソーシングによる事務職員削減
- (5) 経費削減(相見積りの徹底, コストダウン額の部署別管理)
- (6) 学生や地元企業のニーズに対応したカリキュラムの立案
- (7) 地元高校訪問の充実(高校訪問数:1,600校→4,000校)

## 【事例4】学校法人D

設置校：〇〇短期大学(5学科)入学定員395名

### ◎定員規模の適正化：入学定員395名 → 330名(65名減)

- (1) 2学科で定員を40名削減
- (2) 2学科を1学科に改組(定員を25名削減)

### ◎経営改善に向けた取組

- (1) 生涯学習講座, リカレント教育による地域貢献
- (2) 初年次教育の実施などカリキュラム改善
- (3) 経費削減(人件費の削減, 備品・消耗品の一括購入等)

## 2. 大学間相互の関係

## 2(1) 大学の機能別分化

平成17年の中教審答申「我が国の高等教育の将来像」において、各大学の個性と特色を明確化するため、各大学自らの選択に基づく、7種類の機能別分化の方向性が示されている。

- ① 世界的研究・教育拠点
- ② 高度専門職業人養成
- ③ 幅広い職業人養成
- ④ 総合的教養教育
- ⑤ 特定の専門的分野(芸術, 体育等)の教育・研究
- ⑥ 地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦ 社会貢献機能(地域貢献, 産学官連携, 国際交流等)

現在でも、各大学では、地域の事情を踏まえつつ、自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化する機能別分化が見られる。今後、機能別分化の分類の在り方そのものの見直しも検討しつつ、

- ・ 各大学の自主性を尊重しながら、機能別分化を促進する方策(制度面, 財政面),
- ・ 各大学が連携協力して、人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図るための方策,

が必要となっている。

# (参考1) カーネギー教育振興財団によるアメリカの大学分類

種類		分類基準	該当する機関数 (2000年)
博士号授与機関	博士号授与大学(多角型)	学部段階における多様な専攻と博士号取得課程までの大学院教育を提供。15分野以上で年50件以上の博士号を授与	148機関 3.8%
	博士号授与大学(集約型)	学部段階における多様な専攻と博士号取得課程までの大学院教育を提供。10分野以上で年10件以上の博士号を授与, または, 年20件以上の博士号を授与	113機関 2.9%
修士号授与機関	修士号授与大学 I	学部段階における多様な専攻と修士号取得課程までの大学院教育を提供。3分野以上で年40件以上の修士号を授与	489機関 12.7%
	修士号授与大学 II	学部段階における多様な専攻と修士号取得課程までの大学院教育を提供。年20件以上の修士号を授与	126機関 3.3%
学士号授与機関	リベラルアーツ型	学部教育に重点。授与する学士号の半数以上が一般教養の分野	213機関 5.5%
	一般型	学部教育に重点。授与する学士号の半数未満が一般教養の分野	307機関 8.0%
	準学士授与型	学部教育に重点を置くが, 授与学位のほとんどは学士号未満	50機関 1.3%
準学士号授与大学		準学士号のみを授与	1,640機関 42.5%
専門大学		独立した機関として職業専門教育を行い, 学士号以上の学位を授与。神学, 医学, 法学など	742機関 19.2%
少数民族を対象とした大学			28機関 0.7%
合計			3,856機関 100.0%

国立大学財務・経営センター「大学財務経営研究」第1号(2004年(平成16年))

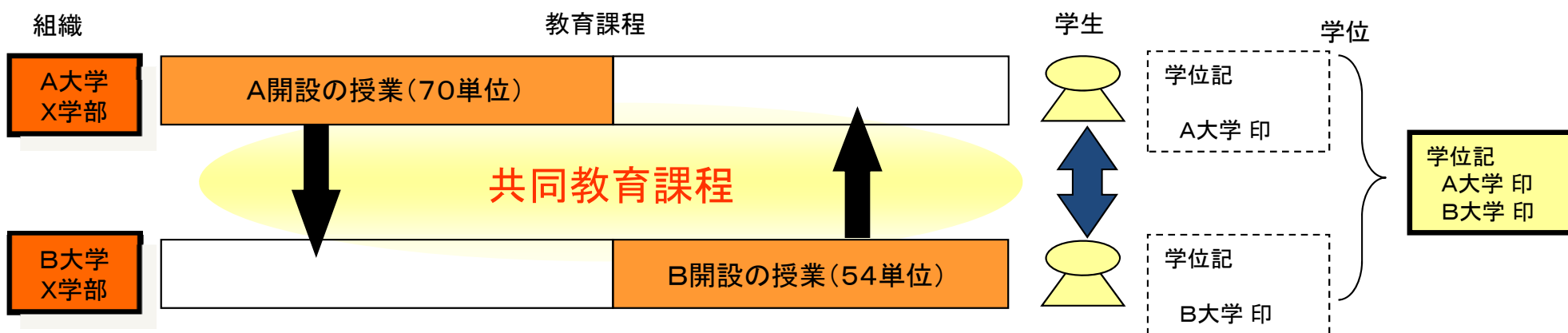
なお, 上記は, 2000年度版のカーネギー分類に基づいており, 2005年以降は, 様々な指標による分類が並列するものに変更されている。

## 2(2) 大学における教育課程の共同実施制度

### ■制度の趣旨

- 経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で、新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備するもの。

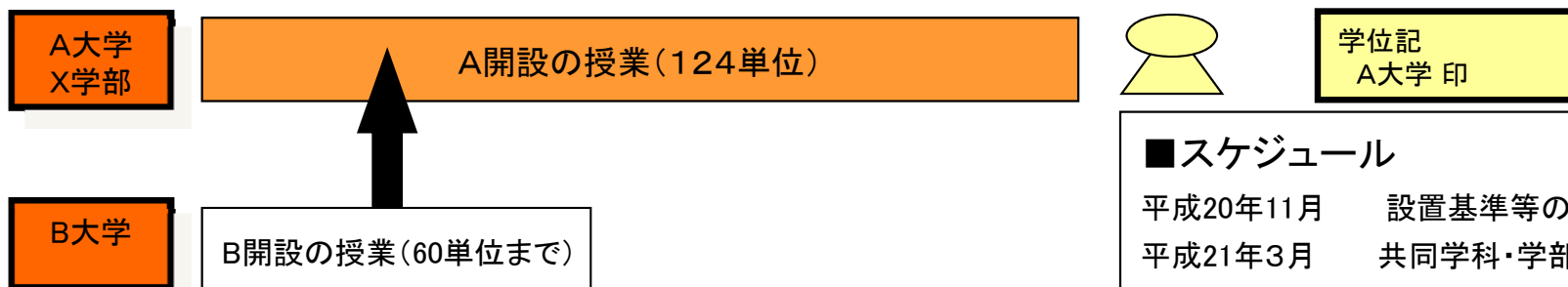
### ■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

### (参考) 現行の単位互換



### ■スケジュール

- 平成20年11月 設置基準等の改正
- 平成21年3月 共同学科・学部等の認可申請等の手続き
- 平成22年4月 共同学科・学部等の開設

## 2(3) 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム

(平成20年度予算額 30億円)  
平成21年度予算額 60億円

必要性

- 各大学の教育研究資源の有効活用, 大学の機能別分化を推進, 個性・特色ある複数大学間の連携強化
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」等を踏まえた教育活動の質の保証を図るための大学間連携を推進
- 地域産業の発展や地域文化創造などを図るため, 大学・自治体・産業界が一体となった人材育成を推進

### 大学教育充実のため, 国公私を超えた大学間の戦略的な連携取組を支援

#### 事業内容

- 概ね10年程度を見通した将来目標や連携効果などを含む具体的な「大学間連携戦略」を策定
- 分野別・機能別に応じた教育内容・方法の開発・実施による教育の質保証(単位互換, 標準コアカリキュラムの開発, 共通テキスト・教材の作成, 出口管理の徹底, 相互認証等)
- 大学・自治体・産業界など地域が一体となった人材育成の推進(地域人材育成プログラム, 就職サポート, 地域課題対応型の取組等)
- 教育研究設備のネットワーク構築, 生涯学習機会の提供など大学の教育・研究・社会貢献活動で連携した取組

#### 対象

- 大学, 短期大学, 高等専門学校が連携して行う取組

#### 事業規模(予定)

- 支援件数:H21年度新規採択35件程度
- 申請区分:総合的連携型及び質保証特化型(機能別・分野別のコンソーシアムの形成支援)
- 補助金額:1件あたり年間5千万円又は1億円以内
- 支援期間:3年間

1大学では対応困難な課題に対して, 地域の大学が連携・協同して取り組むことを推進

大学間相互の自主的な教育の質保証の活動を推進

地域に求められる人材育成や地域活性化に寄与

地域で学ぶ学生の教育水準や就職意識の向上

## 2(4)① 国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の創設

○ 「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ－国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進－」(H20.5.27 科学技術・学術審議会 研究環境基盤部会報告)

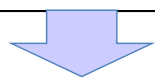
(1) これまで国立大学の全国共同利用型の附置研究所・研究センターにおいて行われていた共同利用・共同研究システムを、公私立大学にも拡大。

(2) 従来、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。また、これまでは単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。

(3) 国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けを明確化。

○ 学校教育法施行規則の改正(H20.7.31)

国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣による共同利用・共同研究拠点の認定制度を創設。



○ 大学の教育施設についても、人的・物的資源の共同利用化や有効活用の促進が必要。

### 共同利用・共同研究拠点システム

大学が有する大型の研究設備や大量の資料・データを全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行うことで、大学の枠を超えて全国の研究者の知を結集し、国全体の学術研究を効果的・効率的に推進するシステム。

これまでは、19国立大学48研究所等(スーパーカミオカンデを持つ東京大学宇宙線研究所など)及び4大学共同利用機関法人16研究所(すばる望遠鏡を持つ国立天文台など)において実施され、年間合計約3万人の研究者を受入れ、約5000件の共同利用・共同研究を実施。

### これまで認定された共同利用・共同研究拠点

早稲田大学:	イスラーム地域研究機構
慶應義塾大学:	パネルデータ設計・解析センター
文化女子大学:	文化ファッション研究機構
大阪商業大学:	JGSS研究センター
関西大学:	ソシオネットワーク戦略研究機構
慶應義塾大学:	Keio-Med Open Access Facility(慶應医科学開放型研究所)
京都大学:	再生医科学研究所

※ 国立大学については、第二期中期目標・中期計画期間の開始時期(平成22年4月)に合わせて拠点化の予定。

## 2(4)② 人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業

### <事業の概要>

21世紀COE等で整備された人文学及び社会科学に係る学術資料やデータ等を有する既存組織のポテンシャルを最大限に活用して、共同研究を推進するため、大学等への公募・委託により一定期間(概ね5年)支援し、全国共同利用・共同研究拠点の整備を私立大学等にも拡大する。【平成21年度予算額 502百万円(20年度予算額 351百万円)】

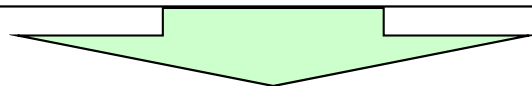
### <事業のイメージ>

#### ○私立大学等を中心に共同研究拠点を採択

21世紀COEプログラム等により整備された貴重な学術資料やデータベース等の蓄積、共同利用・共同研究の実績、当該研究分野の研究者コミュニティの要望などを踏まえ、私立大学等を中心に共同研究拠点を採択。

#### ○採択拠点において「運営委員会」(仮称)を設置・運営

採択拠点においては、拠点以外の大学等の研究者を含めた、当該研究分野の研究者による「運営委員会」を設置し、研究者コミュニティの意見を反映させた運営を行う。運営委員会では、事業計画の策定、共同研究の公募・採択等を行う。



#### ○人文学及び社会科学分野の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出

大学に蓄積された人的・物的資源を活用し、国公立大学を通じた共同研究の促進及び研究者ネットワークの構築、並びに学術資料等の共同利用の促進等、研究体制や研究基盤を強化することにより、人文学及び社会科学分野の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出等を図る。

### <平成20年度採択拠点(5拠点)>

早稲田大学(イスラーム地域研究機構(地域研究))、慶應義塾大学(パネルデータ設計・解析センター(経済統計学, 応用経済学))、文化女子大学(文化ファッション研究機構(生活科学(服飾文化)等))、大阪商業大学(JGSS研究センター(社会学))、関西大学(ソシオネットワーク戦略研究機構(経済政策))



## 2(5) 国立大学法人運営費交付金による共同利用・共同研究の支援

平成21年度予算 1兆1,695億2,000万円の内数  
(平成20年度予算 1兆1,813億3,000万円の内数)

### 国立大学附置研究所・研究施設及び大学共同利用機関における共同利用・共同研究の支援

#### 〔概要〕

大学共同利用機関や国立大学の全国共同利用型の附置研究所・研究施設において、所有する大型研究設備や資料・データを全国の研究者の共同利用に供し、または共同研究を行い、大学等の枠を越えた当該分野の研究を効果的・効率的に推進する。

#### 〔対象〕 (平成21年4月1日現在)

国立大学全国共同利用型附置研究所 10大学20研究所

(例:東京大学宇宙線研究所, 京都大学基礎物理学研究所, 長崎大学熱帯医学研究所)

国立大学全国共同利用型研究施設 16大学28研究施設

(例:北海道大学スラブ研究センター, 東京大学素粒子物理国際研究センター, 大阪大学核物理研究センター)

大学共同利用機関法人 4機構16研究所

(例:自然科学研究機構国立天文台, 高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所) など

#### 〔国立大学法人運営費交付金における取扱い〕

平成21年度より、特別教育研究経費の事業区分を変更(「拠点形成」→「共同利用・共同研究拠点」)し、要求にあたって学内における優先順位は付きなくてよい取扱いとした。

(参考)「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ(報告)」抜粋(平成20年5月27日 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会)

#### Ⅲ 共同利用・共同研究の推進

#### 4. 共同利用・共同研究拠点の整備

(10) なお、現在、国立大学法人の全国共同利用型の附置研究所等については、共同利用・共同研究に係る経費が国立大学法人の運営費交付金の中で措置されており、各法人が定める優先順位の中で位置付けられているが、共同利用・共同研究に係る経費は、当該法人のみのための経費ではなく、全国の関連コミュニティの研究活動のための経費であるため、国として、法人の優先順位とは異なる観点から財政措置を行うことが適当である。

※平成22年度概算要求における取扱いは検討中であるが、引き続き全国共同利用・共同実施に係る経費を支援する予定。

## 2(6) 私立大学等経常費補助金(特別補助)による大学間の連携・協力への支援

平成21年度予算 1,102億1,400万円の内数  
(平成20年度予算 1,112億7,100万円の内数)

### 地域共同研究支援

#### 〔概要〕

特定の研究課題について、①産業界及び国内外の他大学等との共同研究、②学内における共同研究(学部・学科間をまたがるもの)を実施する大学等を支援。

#### 〔取組事例〕

(研究課題) カーボンナノチューブを用いた「液体－固体界面で機能する低環境負荷型の新規光触媒」の開発

(取組内容) 他大学や研究所と共同研究を実施することにより、実験機材、合成化合物、ナノカーボン類の実験知識、光化学の専門知識の相互利用を行うことで、各研究拠点に不足する研究機能を補い合い、研究レベルを世界的レベルに引き上げる。

### 地域教育コンソーシアム支援・研究連携コンソーシアム支援

#### 〔概要〕

学校法人の枠を超えた私立大学間の連携を促進するため、教育活動や大学間の共同研究、研究装置・設備等の共同利用を促進するコンソーシアムの形成に取り組む私立大学等の拠点校を支援。

#### 〔取組事例〕

(目的) 大学と地域社会及び産業界との連携、これらの連携による調査、研究開発、情報提供、交流促進を目的とする。

(活動内容) 他大学、地方公共団体、社団法人等と連携し、地域における教育・研究交流の推進、外部資金の導入、企業からの受託事業の請負、共同研究の推進、研究資源の公開、研究成果の発表や若手研究者の育成等を行う。

(目的) 都市型地域のモデルとなる健康づくりのプログラムの創出

(活動内容) 医学、保健学、栄養学、心理学、園芸学、絵画療法、動物介在療法等の各大学の専門分野を結集するとともに、予防啓発活動を 実践している企業、保健医療機関、NPO、行政が加わり、生活習慣病や精神的悩みの予防対策について総合的に取り組む。

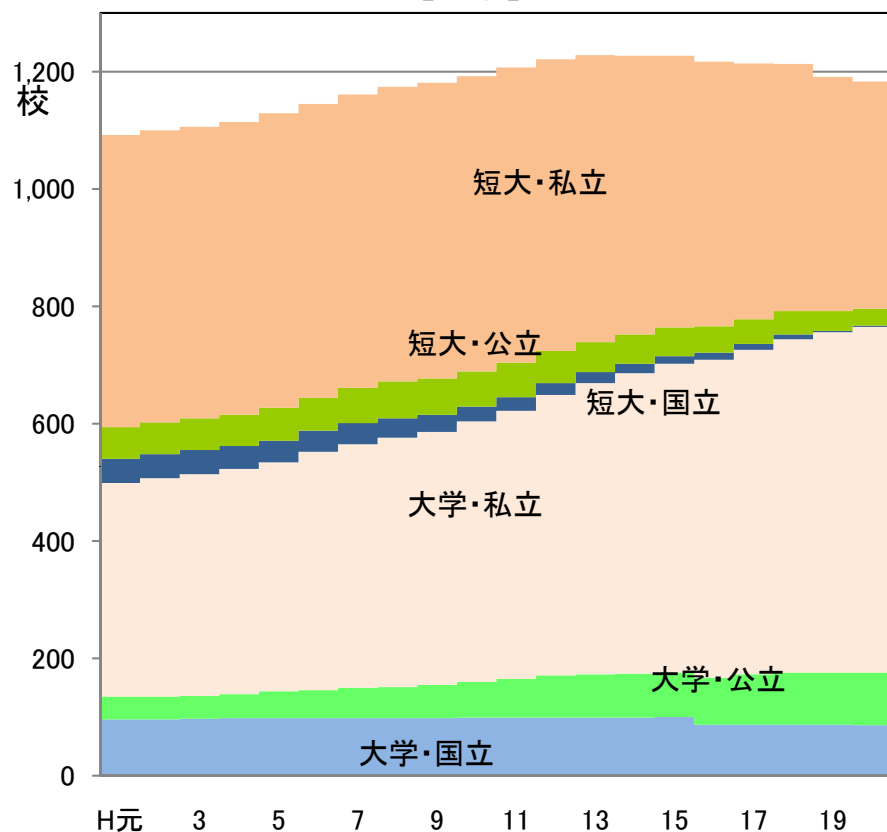
## 2(7) これまでの大学数と入学定員の減少

大学数と学生数は、これまで増加傾向にあるが、短大を合わせると、ピーク時よりも一定の減少が見られる。

(1) 大学数の増加の一方、短大の減少もあり、大学と短大の合計はピークより45校の減少。

・大学・短大数： H13の1228校→H20の1183校  
 うち大学数： 669校→ 765校  
 短大： 559校→ 418校

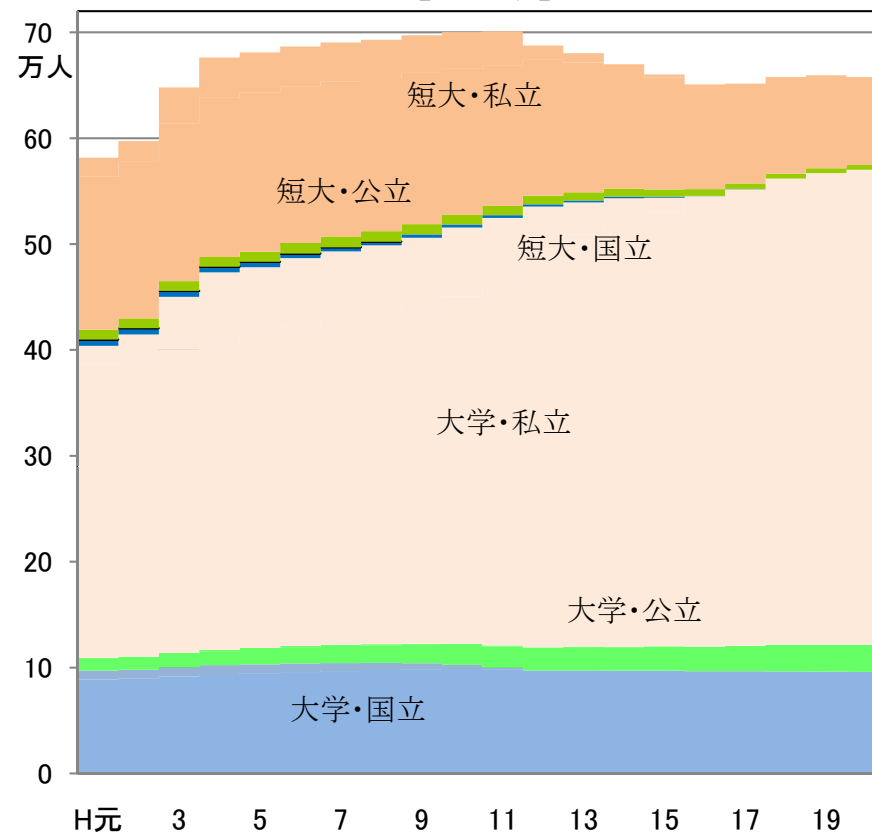
【校数】



(2) 大学の入学定員の増加傾向も、短大からの転換による面もあり、大学と短大の入学定員合計はピークより4.3万人減少。

・大学・短大学生数： H11の70.1万人→H20の65.8万人  
 うち大学： 52.5万人→ 57.0万人  
 短大： 17.6万人→ 8.8万人

【学生数】



## 2(8) 大学の再編・統合等の推移

平成13年度以降、大学の再編統合を通じて、経営基盤の強化を図った例がある。国立大学:28校→14校, 公立大学:17校→7校, 私立大学:9校→4校。

	国立大学	公立大学	私立大学	(参考)募集停止
H14	4→2 図書館情報大学が筑波大学へ統合 山梨大学と山梨医科大学が統合, 山梨大学設置		2→1 大阪国際女子大学が大阪国際大学へ統合	
15	20→10 神戸商船大学が神戸大学へ統合 九州芸術工科大学が九州大学へ統合 東京商船大学と東京水産大学を統合, 東京海洋大学設置 福井大学と福井医科大学を統合, 福井大学設置 島根大学と島根医科大学を統合, 島根大学設置 香川大学と香川医科大学を統合, 香川大学設置 高知大学と高知医科大学を統合, 高知大学設置 佐賀大学と佐賀医科大学を統合, 佐賀大学設置 大分大学と大分医科大学を統合, 大分大学設置 宮崎大学と宮崎医科大学を統合, 宮崎大学設置			
16		3→1 神戸商科大学, 姫路工業大学, 兵庫県立看護大学を統合し, 兵庫県立大学を設置		
17	2→1 富山大学, 富山医科薬科大学, 高岡短期大学が統合し, 富山大学を設置	10→4 県立広島女子大学, 広島県立大学, 広島県立保健福祉大学を統合, 県立広島大学設置 東京都立大学, 東京都立科学技術大学, 東京都立保健科学大学を統合, 首都大学東京設置 大阪女子大学, 大阪府立大学, 大阪府立看護大学を統合, 大阪府立大学設置 山梨県立看護大学と山梨県立女子短期大学を統合, 山梨県立大学設置		
18				
19	2→1 大阪外国語大学が大阪大学へ統合			東和大学が学生募集停止
20		2→1 長崎県立大学と県立長崎シーボルト大学を統合, 長崎県立大学設置	5→2 北海道東海大学と九州東海大学が, 東海大学へ統合 共立薬科大学が慶應義塾大学へ統合	
21		2→1 愛知県立大学と愛知県立看護大学を統合, 愛知県立大学設置	2→1 聖和大学が関西学院大学へ統合 高知工科大学が地方独立行政法人に変更	LCA大学院大学が学生募集停止 日本伝統医療科学大学院大学が学生募集停止
計	28→14 H13年度末 99大学 H21.4.23現在 86大学(△13大学) (再編統合以外で, 1大学を設置)	17→7 H13年度末 74大学 H21.4.23現在 77大学(+3大学) (再編統合以外で, 13大学を設置)	9→4 H13年度末 498大学 H21.4.23現在 598大学(+100大学) (再編統合以外で, 107大学を設置)	

上記では短期大学に係るものは含んでいない。また、大学数の増減数には、学生の募集を停止している大学を含まない。

## 2(9) 学校法人の合併の推移

平成10年度以降、文部科学大臣所轄学校法人（大学法人     ，短大法人     ）において合併した事例。

	合併前の法人名		合併後の法人名
H14	<b>浄土宗教育資団</b> ・佛教大学 ・佛教大学付属幼稚園	<b>華頂学園</b> ・華頂短期大学 ・華頂女子高等学校 ・華頂女子中学校 ・華頂幼稚園	<b>浄土宗教育資団</b> ・佛教大学 ・佛教大学付属幼稚園 ・華頂短期大学 ・華頂女子高等学校 ・華頂女子中学校 ・華頂幼稚園
H15	<b>東北文化学園大学</b> ・東北文化学園大学	<b>頌美学園</b> ・アレン国際短期大学 ・久慈幼稚園	<b>東北文化学園大学</b> ・東北文化学園大学 ・アレン国際短期大学 (H18年度 廃止認可) ・久慈幼稚園
H20	<b>慶應義塾</b> ・慶應義塾大学 ・慶應義塾高等学校 ほか3高等学校 ・慶應義塾普通部 ほか2中等部 ・慶應義塾幼稚舎 ・慶應義塾外国語学校	<b>共立薬科大学</b> ・共立薬科大学	<b>慶應義塾</b> ・慶應義塾大学 ・慶應義塾高等学校 ほか3高等学校 ・慶應義塾普通部 ほか2中等部 ・慶應義塾幼稚舎 ・慶應義塾外国語学校 ・共立薬科大学 (H19年度 廃止認可)
	<b>都築学園</b> ・第一薬科大学 ・福岡第一高等学校 ほか1高等学校 ・みやこ幼稚園 ほか1幼稚園 ・第一自動車整備専門学校 ほか4専門学校	<b>都築インターナショナル学園</b> ・日本薬科大学 ・東京介護専門学校 ほか1専門学校	<b>姫路学院</b> ・近畿医療福祉大学
H21	<b>関西学院</b> ・関西学院大学 ・関西学院高等部 ・関西学院中等部 ・関西学院初等部	<b>聖和大学</b> ・聖和大学 ・聖和大学短期大学部 ・聖和大学附属聖和幼稚園	<b>関西学院</b> ・関西学院大学 ・関西学院高等部 ・関西学院中等部 ・関西学院初等部 ・聖和大学 ・聖和大学短期大学部 ・聖和大学附属聖和幼稚園

学校法人名・学校名は、合併前法人については合併認可申請時、合併後法人については合併認可時のもの。

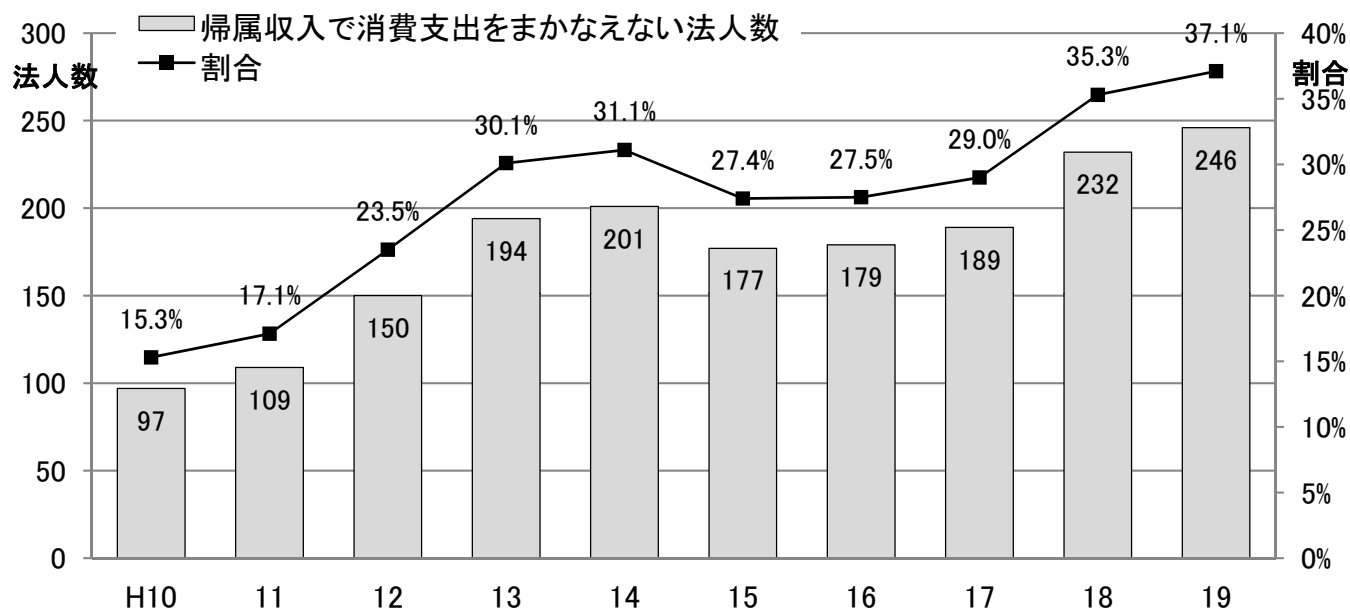
このほか、文部科学大臣所轄学校法人と都道府県知事所轄学校法人との合併は、平成10年度以降、22事例がある。



### 3. 各大学の取組

### 3(1) 帰属収入で消費支出を賄えない学校法人の推移

	大 学 法 人			短 大 法 人			合 計		
	総 数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合	総 数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合	総 数	帰属収入で消費支出を賄えない法人数	割合
10年度	409	31	7.6%	227	66	29.1%	636	97	15.3%
11年度	418	37	8.9%	219	72	32.9%	637	109	17.1%
12年度	435	69	15.9%	204	81	39.7%	639	150	23.5%
13年度	456	109	23.9%	189	85	45.0%	645	194	30.1%
14年度	469	122	26.0%	178	79	44.4%	647	201	31.1%
15年度	482	120	24.9%	164	57	34.8%	646	177	27.4%
16年度	495	123	24.8%	155	56	36.1%	650	179	27.5%
17年度	504	138	27.4%	147	51	34.7%	651	189	29.0%
18年度	516	167	32.4%	142	65	45.8%	658	232	35.3%
19年度	527	182	34.5%	136	64	47.1%	663	246	37.1%



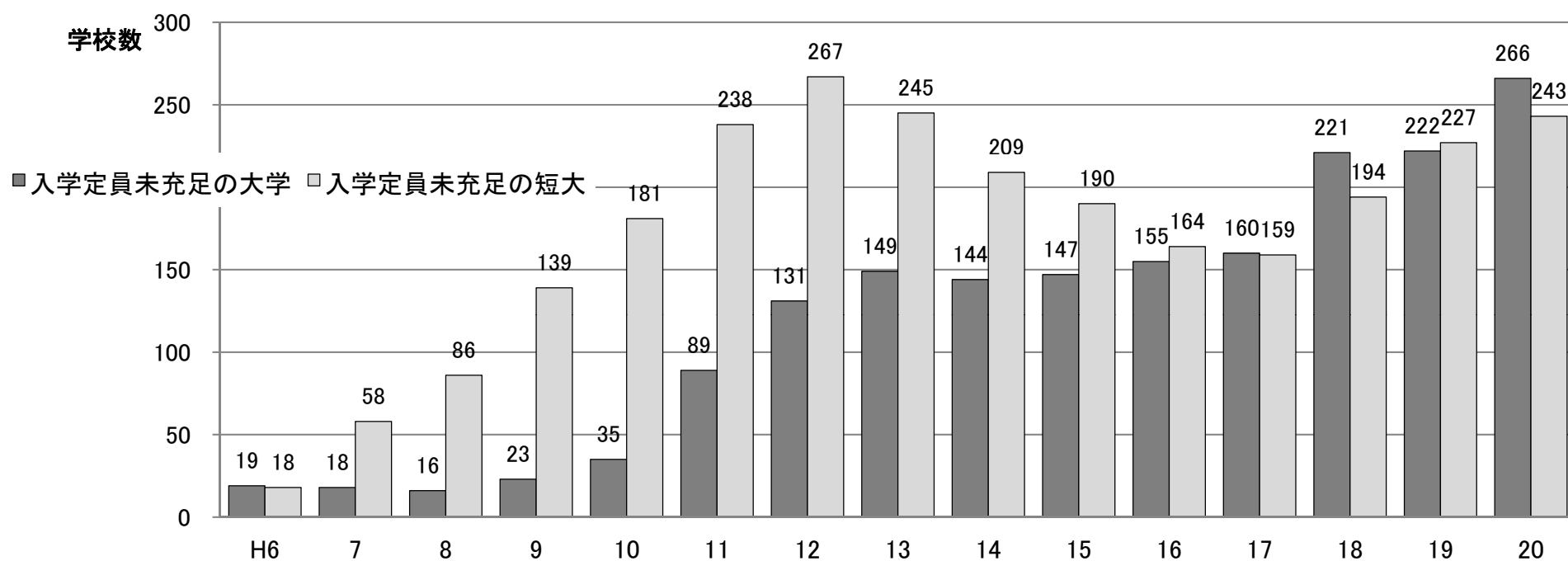
注:

- ・「大学法人」、「短大法人」に、通信制課程のみを設置する法人、他省庁から経常的補助を受けている法人などは含まない。
- ・「帰属収入」とは、学生生徒等納付金、寄附金、補助金その他の学校法人の負債とならない収入であり、「消費支出」とは、人件費、教育研究経費、管理経費などの学校法人の経常的支出である。



### 3(2) 私立大学・短期大学の入学定員充足状況

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大学数	401	410	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565
入学定員未充足の大学	19	18	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266
未充足割合	4.7%	4.4%	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%
短大数	493	491	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360
入学定員未充足の短大	18	58	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	243
未充足割合	3.7%	11.8%	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.5%

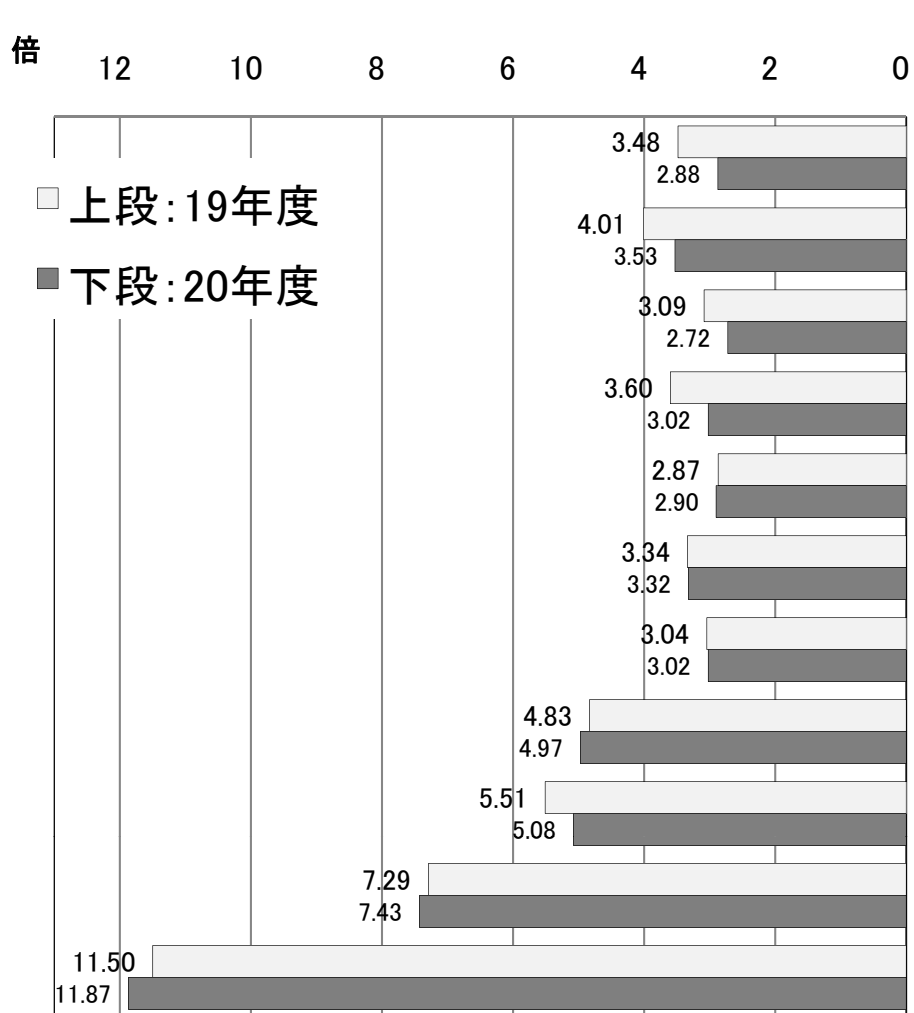


注: 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院だけを設置する学校は含まない。

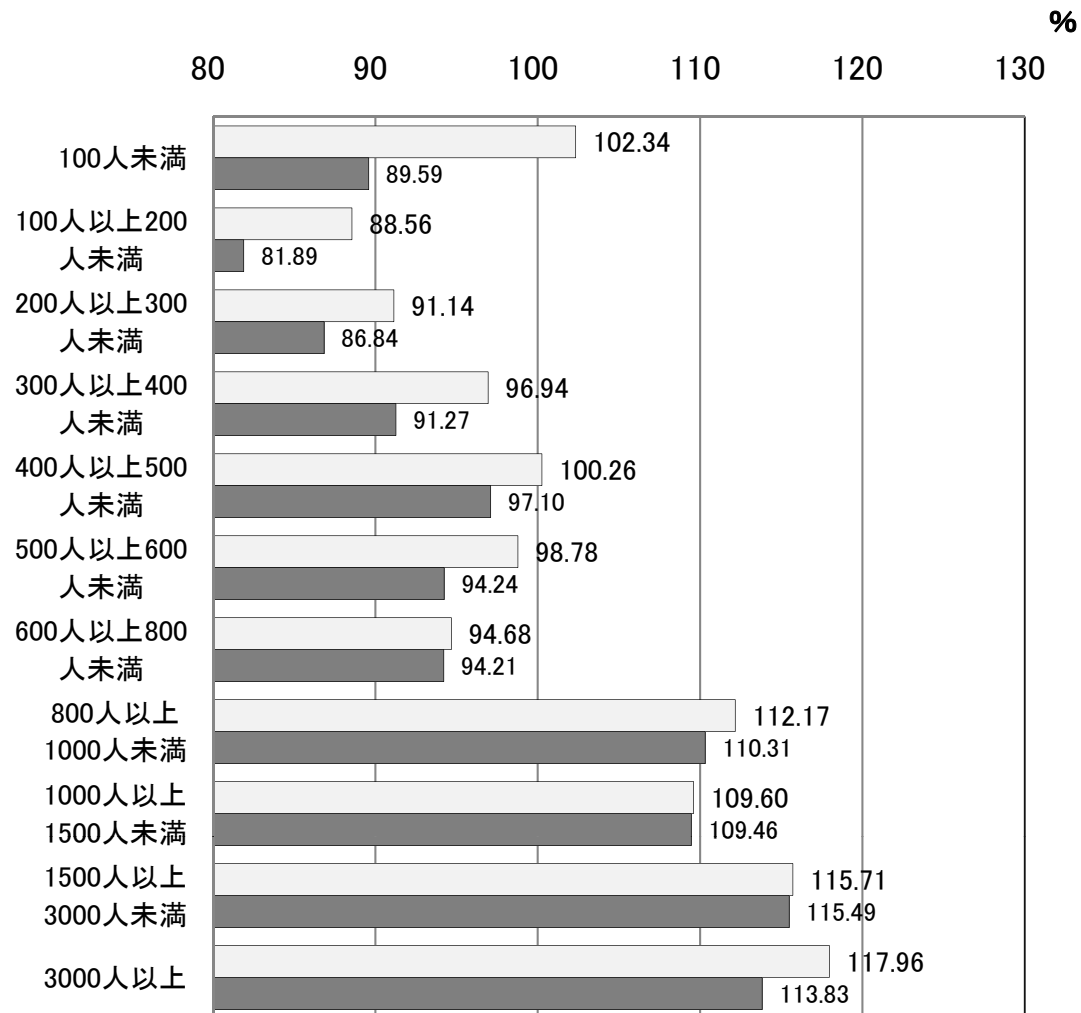
(日本私立学校振興・共済事業団調べ)

### 3(3)① 規模別の入学定員充足率(大学)

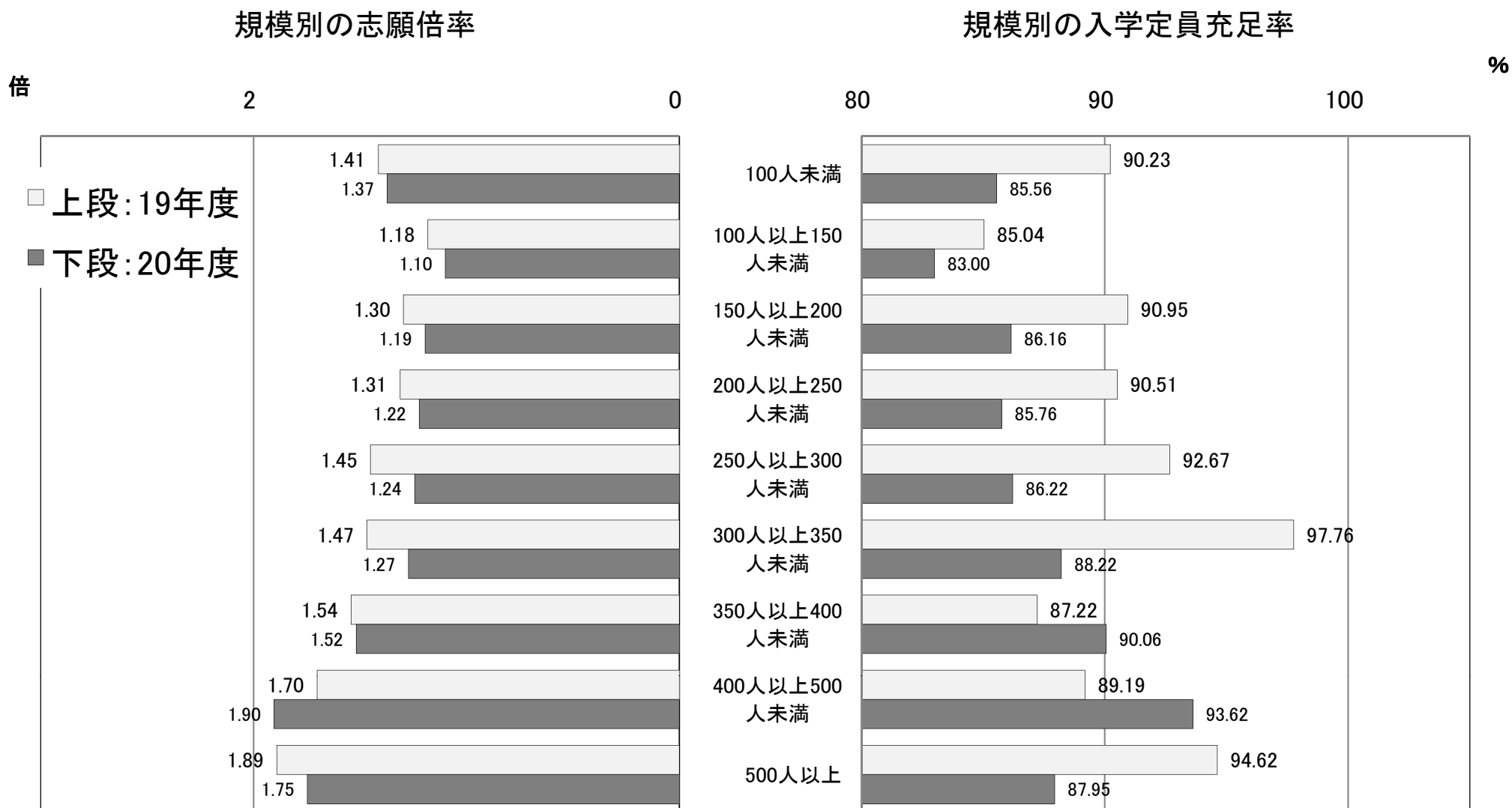
規模別の志願倍率



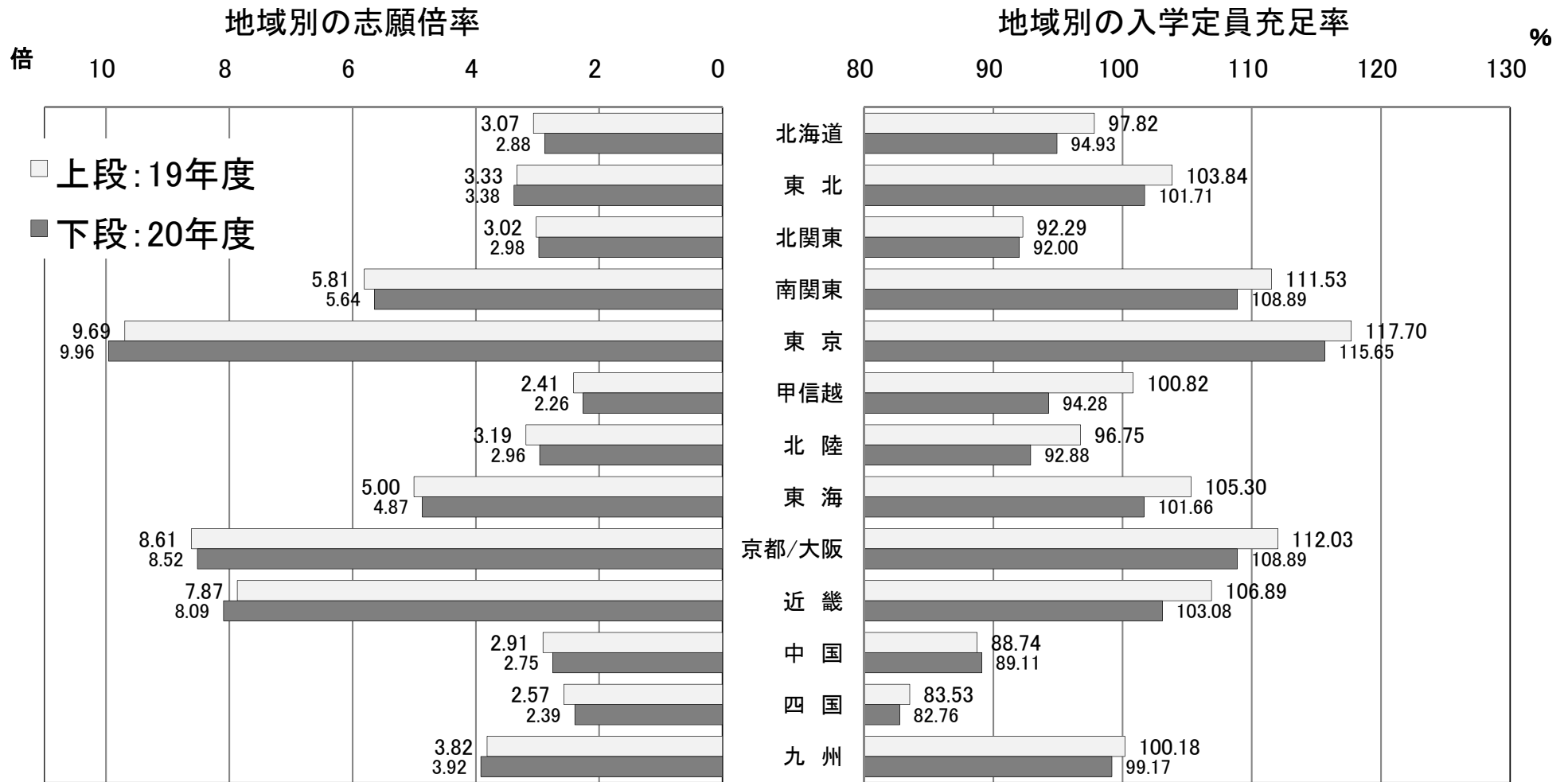
規模別の入学定員充足率



### 3(3)② 規模別の入学定員充足率(短大)

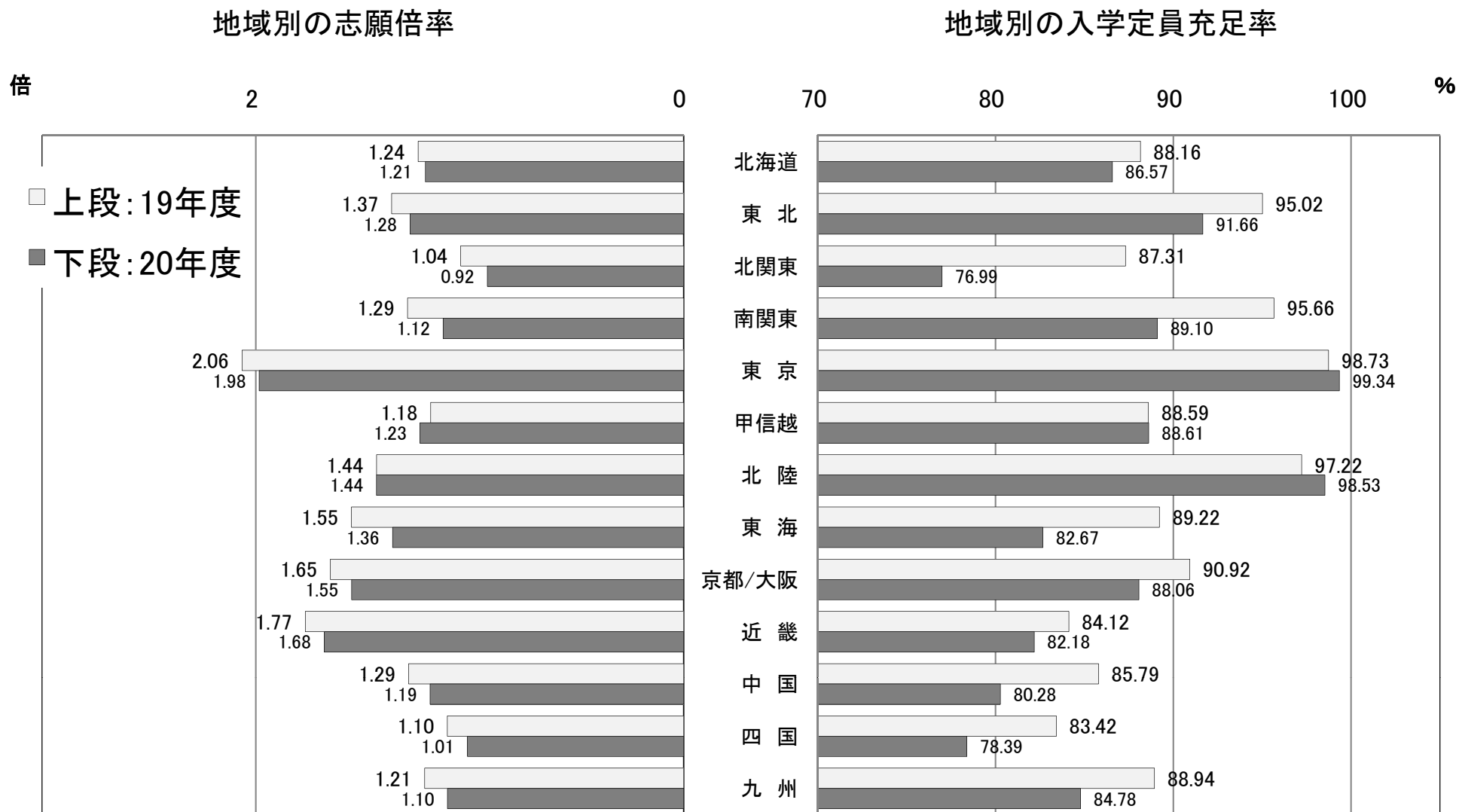


# 3(4)① 地域別の入学定員充足率(大学)



- (地域区分)
- 北海道： 北海道
  - 東海： 岐阜・静岡・愛知・三重
  - 東北： 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
  - 京都/大阪： 京都・大阪
  - 北関東： 茨城・栃木・群馬
  - 近畿： 滋賀・兵庫・奈良・和歌山
  - 南関東： 埼玉・千葉・神奈川
  - 中国： 鳥取・島根・岡山・広島・山口
  - 東京： 東京
  - 四国： 徳島・香川・愛媛・高知
  - 甲信越： 新潟・山梨・長野
  - 九州： 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄
  - 北陸： 富山・石川・福井

### 3(4)② 地域別の入学定員充足率(短大)

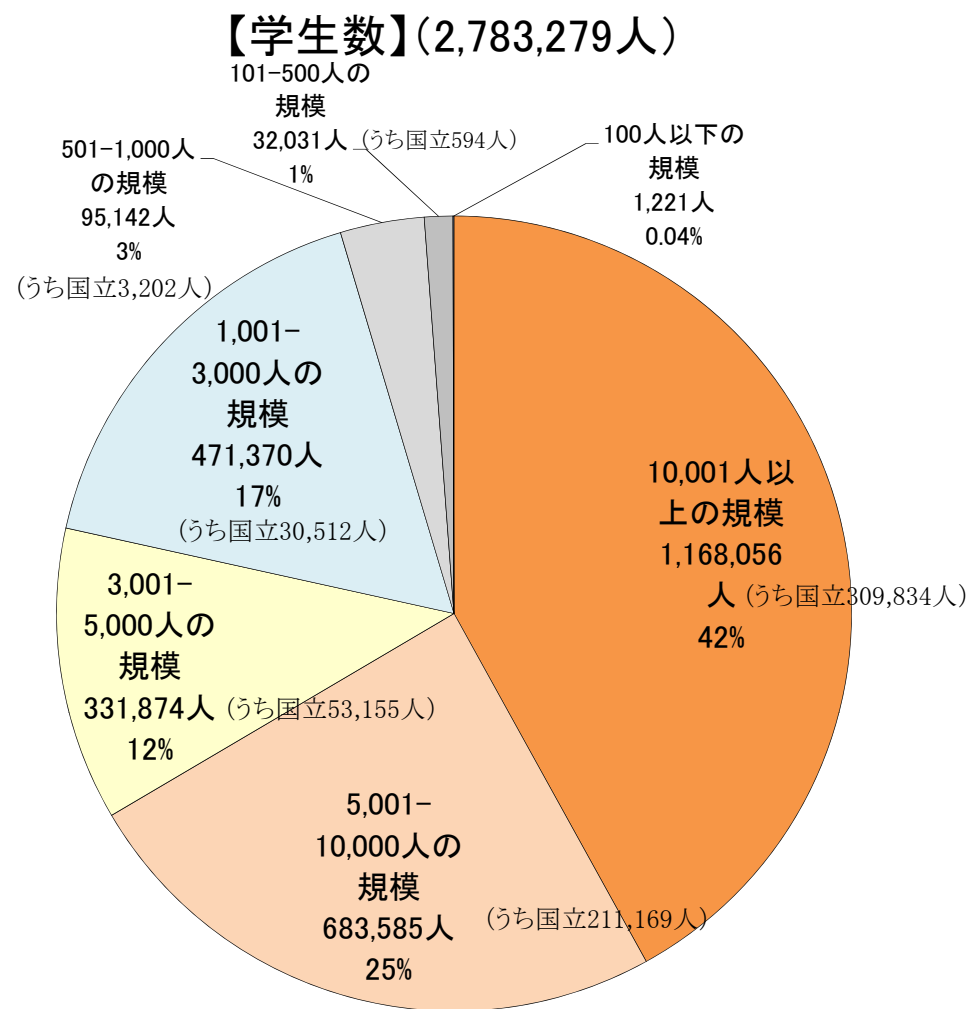
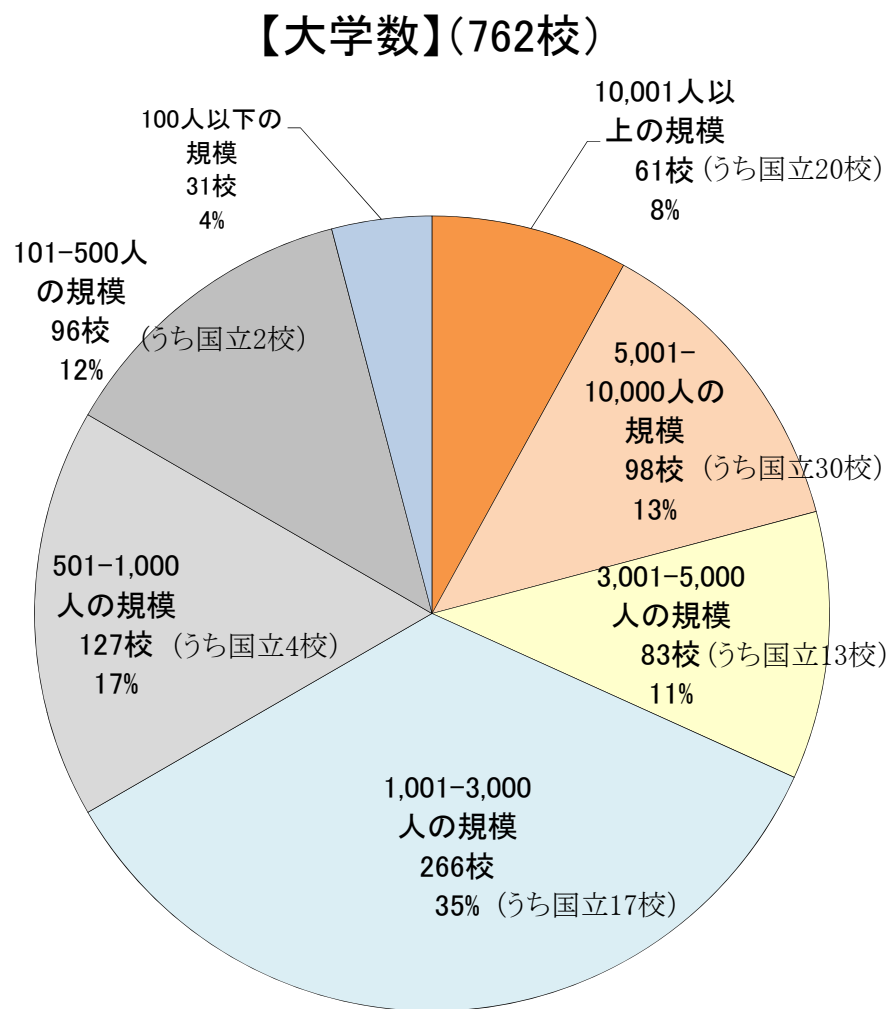


(地域区分は、3(4)①と同じ)

### 3(5)① 国公立大学の在学者数規模別の大学数と学生数

国公立大学のうち、学生数(学士・修士・博士の各課程の合計)が1万人を超える大学は全体の8%(61大学)であり、ここに全学生数の42%が在籍する。3,001人以上の規模の大学(242校, 32%)の大学に78%の学生が在籍する。

平成20年度(学士・修士・博士課程の合計)

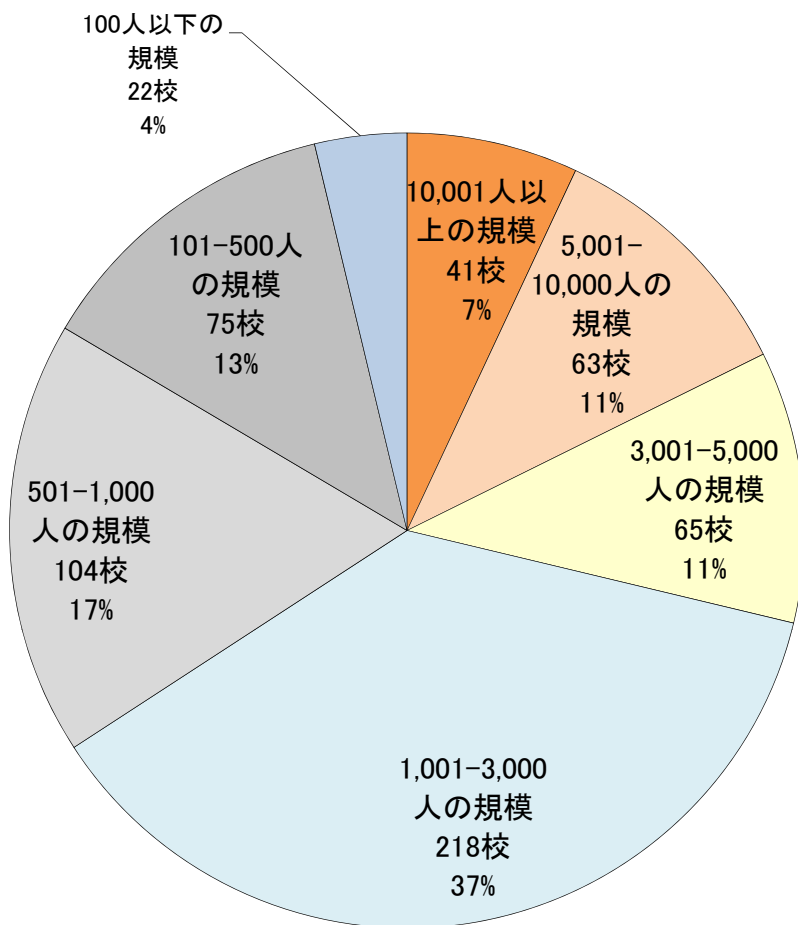


### 3(5)② 私立大学の在学者数規模別の大学数と学生数

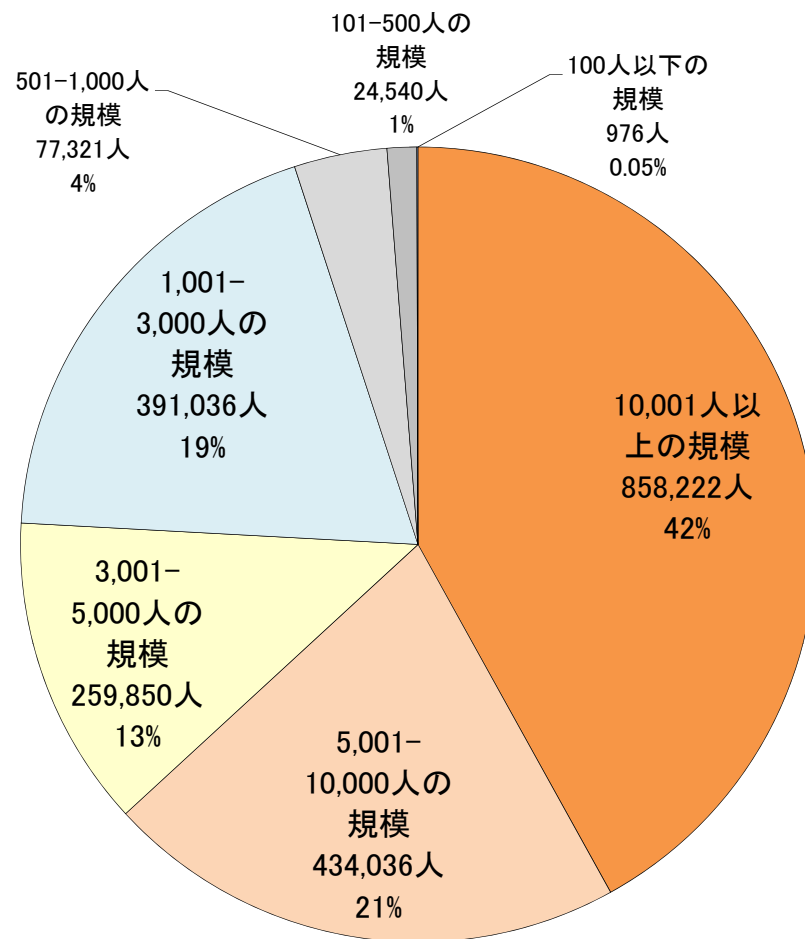
私立大学のうち、学生数(学士・修士・博士の各課程の合計)が1万人を超える大学は全体の7%(41大学)であり、ここに全学生数の42%が在籍する。3,001人以上の規模の大学(169校, 29%)に76%の学生が在籍する。

平成20年度(学士・修士・博士課程の合計)

【大学数】(588校)

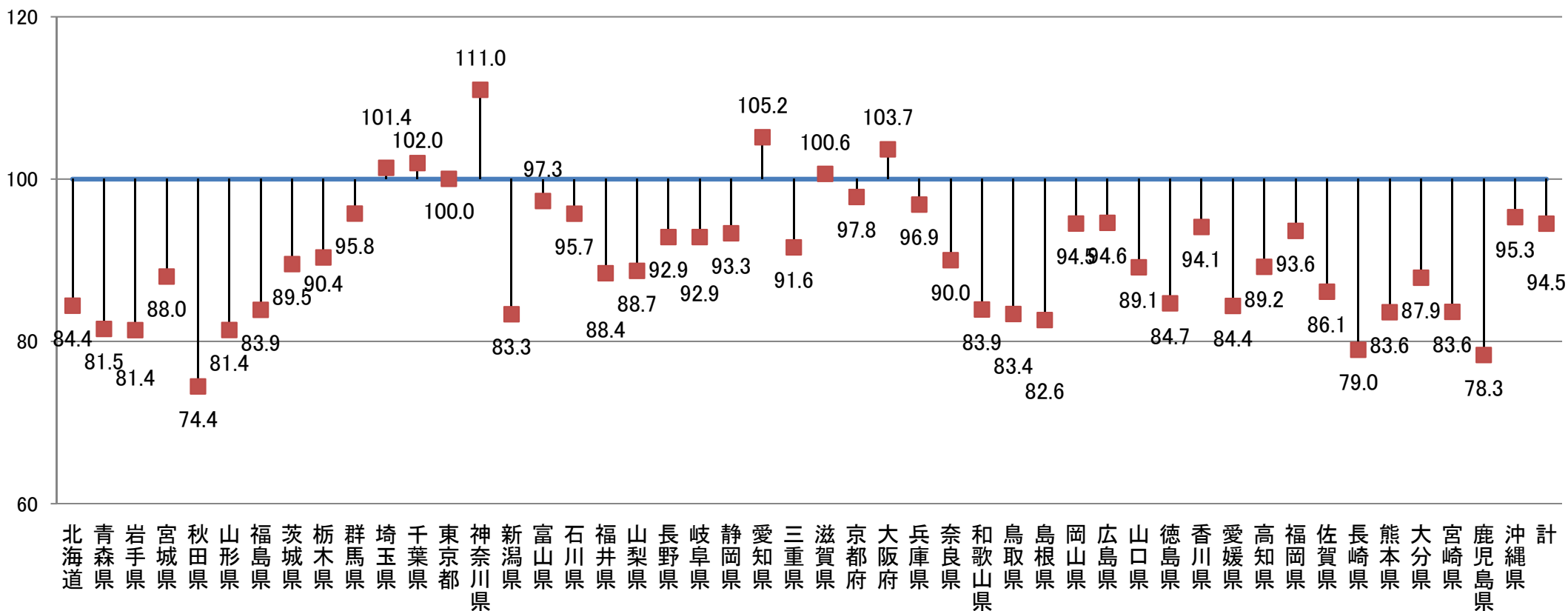


【学生数】(2,045,981人)



### 3(6) 平成20年度の18歳人口を100とした場合の、平成20年度の小学校第一学年の児童数の値

12年後に18歳人口になると見込まれる小学校第一学年の児童数は、全体では平成20年度の18歳人口より5.5%減少。



都道府県	18歳人口	小一児童数
北海道	54,425	45,936
青森県	15,407	12,563
岩手県	14,857	12,092
宮城県	24,418	21,487
秋田県	11,702	8,712
山形県	13,130	10,688
福島県	23,593	19,791
茨城県	31,391	28,103
栃木県	21,072	19,039
群馬県	20,382	19,516
埼玉県	65,002	65,906
千葉県	54,864	55,945
東京都	98,918	98,948
神奈川県	73,097	81,141
新潟県	25,480	21,236
富山県	10,450	10,168
石川県	11,719	11,219
福井県	8,925	7,890
山梨県	9,164	8,128
長野県	22,483	20,876
岐阜県	21,871	20,309
静岡県	38,167	35,617
愛知県	69,254	72,823
三重県	19,302	17,678
滋賀県	14,515	14,608
京都府	23,839	23,315
大阪府	79,340	82,255
兵庫県	54,990	53,261
奈良県	14,426	12,985
和歌山県	11,085	9,304
鳥取県	6,561	5,470
島根県	7,936	6,558
岡山県	19,741	18,661
広島県	28,627	27,084
山口県	14,569	12,985
徳島県	8,238	6,977
香川県	9,993	9,404
愛媛県	15,312	12,919
高知県	7,481	6,672
福岡県	50,424	47,205
佐賀県	10,050	8,656
長崎県	17,180	13,566
熊本県	20,259	16,937
大分県	12,414	10,906
宮崎県	13,059	10,922
鹿児島県	20,340	15,930
沖縄県	17,842	17,005
計	1,237,294	1,169,396

(参考) (平成20年度の人数)



# 3(7) 財務関係書類の情報公開の比較

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人	公益法人		社会福祉法人	医療法人	更生保護法人	宗教法人
				一般	公益				
根拠法	国立大学法人法	地方独立行政法人法	私立学校法	一般社団・一般財団法	一般社団・一般財団法, 公益認定法	社会福祉法	医療法	更生保護事業法	宗教法人法
公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・利益の処分又は損失の処理に関する書類</li> <li>・キャッシュ・フロー計算書</li> <li>・国立大学法人等業務実施コスト計算書</li> <li>・附属明細書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・決算報告書</li> <li>・監事及び会計監査人の意見を記載した書面</li> </ul> <p>(該当がある場合は連結財務諸表も対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類</li> <li>・附属明細書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・決算報告書</li> <li>・監事の意見を記載した書面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・監査報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・附属明細(一部法人については監査報告書等を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・附属明細(一部法人は監査報告書等を含む)</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>・資金調達及び設備投資の見込みを記載した資料</li> <li>・キャッシュ・フロー計算書(一部法人に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書</li> <li>・監事の意見を記載した書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・監査報告書(一部法人に限る)</li> <li>・純資産変動計算書(同上)</li> <li>・キャッシュ・フロー計算書(同上)</li> <li>・附属明細(同上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業成績書</li> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書</li> <li>・収益事業については損益計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・収支計算書</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・公益事業その他の事業に関する書類</li> </ul>
	公開対象者	何人も可	何人も可	設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人	社団:社員と債権者 財団:評議員と債権者	何人も可	福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人	社員, 評議員, 債権者(都道府県に提出された文書は, 何人も都道府県で閲覧可)	何人も可
公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・利益の処分又は損失の処理に関する書類</li> <li>・キャッシュ・フロー計算書</li> <li>・国立大学法人等業務実施コスト計算書</li> <li>・附属明細書</li> </ul> <p>(該当がある場合は連結財務諸表も対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類</li> <li>・附属明細書</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書(大規模法人のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書(大規模法人のみ)</li> </ul>	なし	なし	なし	なし

※公益法人に関しては、全体の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた時はその割合)以上の議決権を有する社員(財団法人の場合は評議員)は、会計帳簿又はこれに関する資料も閲覧できる。

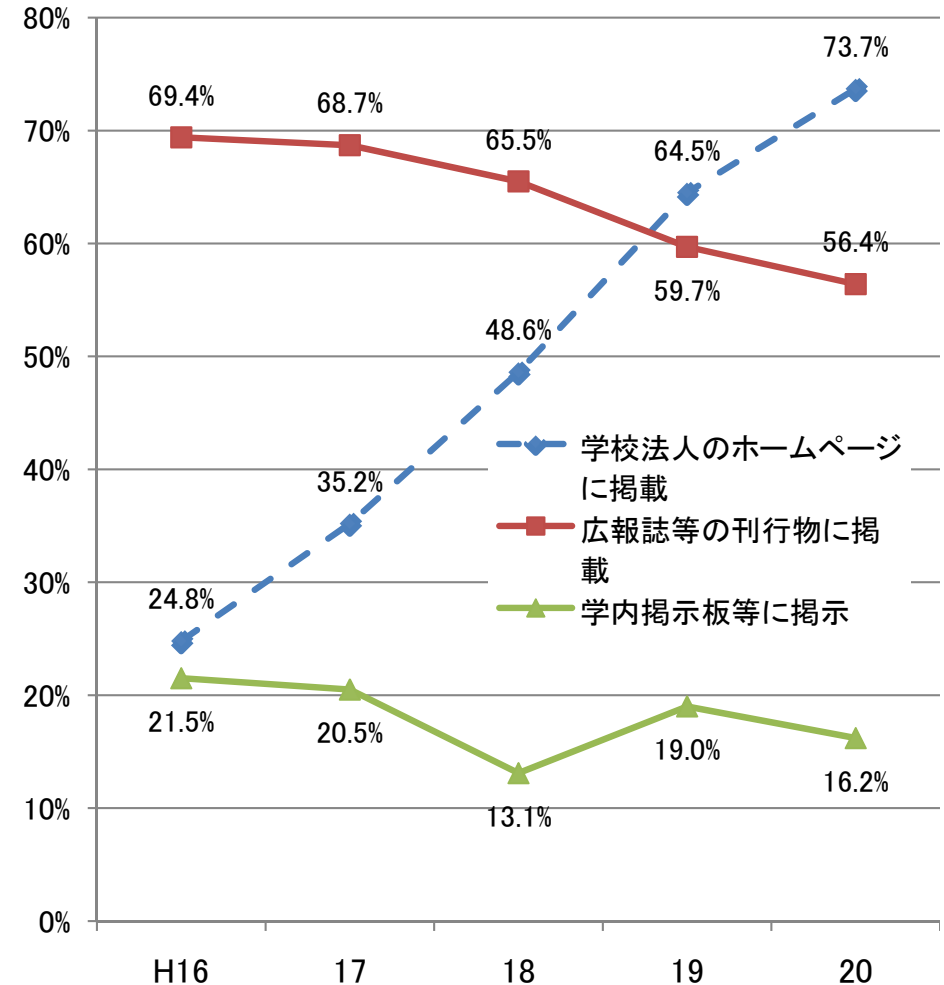
# 3(8) 平成20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果

## ① 一般公開の状況と方法

(複数回答)

		大学法人	短大法人等	合 計
全法人数	平成20年度	537	128	665
	平成19年度	530	138	668
財務情報等の一般公開を行っている法人	平成20年度	500 (93.1%)	96 (75.0%)	596 (89.6%)
	平成19年度	489 (92.3%)	108 (78.3%)	597 (89.4%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	427 (79.5%)	63 (49.2%)	490 (73.7%)
	広報誌等の刊行物に掲載	329 (61.3%)	46 (35.9%)	375 (56.4%)
	学内掲示板等に掲示	81 (15.1%)	27 (21.1%)	108 (16.2%)

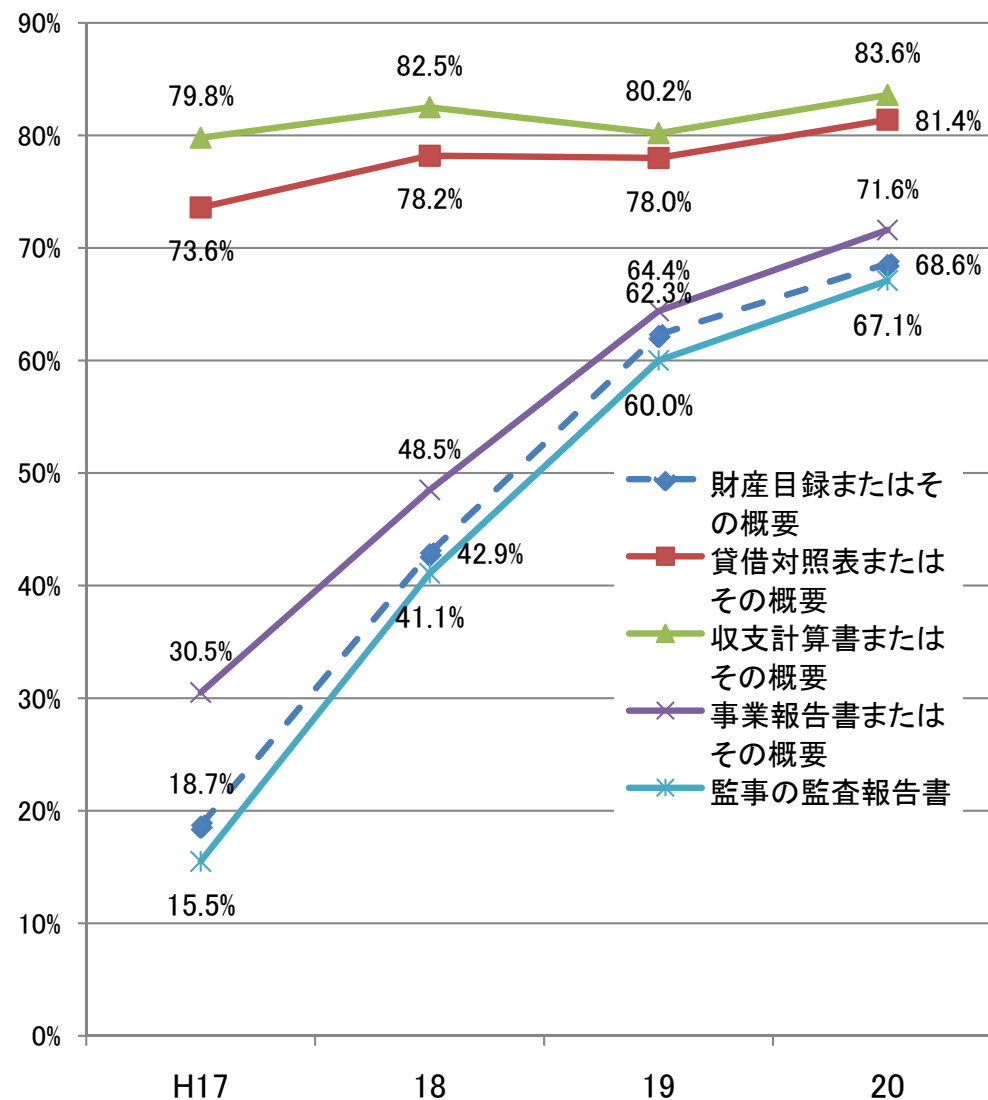
注: 単位は法人数。( )内の数値は、全法人に対する割合



### 3(8)② 一般公開の内容(ホームページ・広報誌等の刊行物について)

(複数回答)

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	537	128	665
<b>財産目録またはその概要</b>	<b>396 (73.7%)</b>	<b>60 (46.9%)</b>	<b>456 (68.6%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	378 (70.4%)	54 (42.2%)	432 (65.0%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	78 (14.5%)	14 (10.9%)	92 (13.8%)
<b>貸借対照表またはその概要</b>	<b>464 (86.4%)</b>	<b>77 (60.2%)</b>	<b>541 (81.4%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	422 (78.6%)	61 (47.7%)	483 (72.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	300 (55.9%)	40 (31.3%)	340 (51.1%)
<b>収支計算書またはその概要</b>	<b>474 (88.3%)</b>	<b>82 (64.1%)</b>	<b>556 (83.6%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	424 (79.0%)	62 (48.4%)	486 (73.1%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	324 (60.3%)	45 (35.2%)	369 (55.5%)
<b>事業報告書またはその概要</b>	<b>406 (75.6%)</b>	<b>70 (54.7%)</b>	<b>476 (71.6%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	381 (70.9%)	57 (44.5%)	438 (65.9%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	111 (20.7%)	25 (19.5%)	136 (20.5%)
<b>監事の監査報告書</b>	<b>387 (72.1%)</b>	<b>59 (46.1%)</b>	<b>446 (67.1%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	369 (68.7%)	53 (41.4%)	422 (63.5%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	57 (10.6%)	10 (7.8%)	67 (10.1%)



注:単位は法人数。( )内の数値は,全法人に対する割合

### 3(8)③ 私立学校法第47条に基づいて作成する「事業報告書」の記載内容

(平成20年度・複数回答)

		大学法人	短大法人等	合 計	
全法人数		537	128	665	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等	513 (95.5%)	120 (93.8%)	633 (95.2%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員	452 (84.2%)	107 (83.6%)	559 (84.1%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員	403 (75.0%)	92 (71.9%)	495 (74.4%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数	317 (59.0%)	85 (66.4%)	402 (60.5%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数	497 (92.6%)	123 (96.1%)	620 (93.2%)	
	理事・評議員・監事	479 (89.2%)	105 (82.0%)	584 (87.8%)	
	教職員	495 (92.2%)	118 (92.2%)	613 (92.2%)	
	建学の理念・教育目標	274 (51.0%)	58 (45.3%)	332 (49.9%)	
	法人の沿革	307 (57.2%)	52 (40.6%)	359 (54.0%)	
事業の概要	当該年度の事業の概要, 主な事業の目的・計画, 計画の進捗状況	529 (98.5%)	115 (89.8%)	644 (96.8%)	
	入学志願者数, 受験者数, 合格者数等の入学試験に関する状況	224 (41.7%)	54 (42.2%)	278 (41.8%)	
	卒業者数, 修了者数, 学位授与数等の状況	144 (26.8%)	34 (26.6%)	178 (26.8%)	
	学生の就職・進学状況	216 (40.2%)	53 (41.4%)	269 (40.5%)	
	今後の課題	163 (30.4%)	32 (25.0%)	195 (29.3%)	
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容	379 (70.6%)	84 (65.6%)	463 (69.6%)	
	当該年度の決算の概要	435 (81.0%)	88 (68.8%)	523 (78.6%)	
	主な財務比率	296 (55.1%)	47 (36.7%)	343 (51.6%)	
	主な施設設備の整備状況	218 (40.6%)	46 (35.9%)	264 (39.7%)	

注:単位は法人数。( )内の数値は,全法人に対する割合

### 3(8)④ 情報公開に当たっての工夫

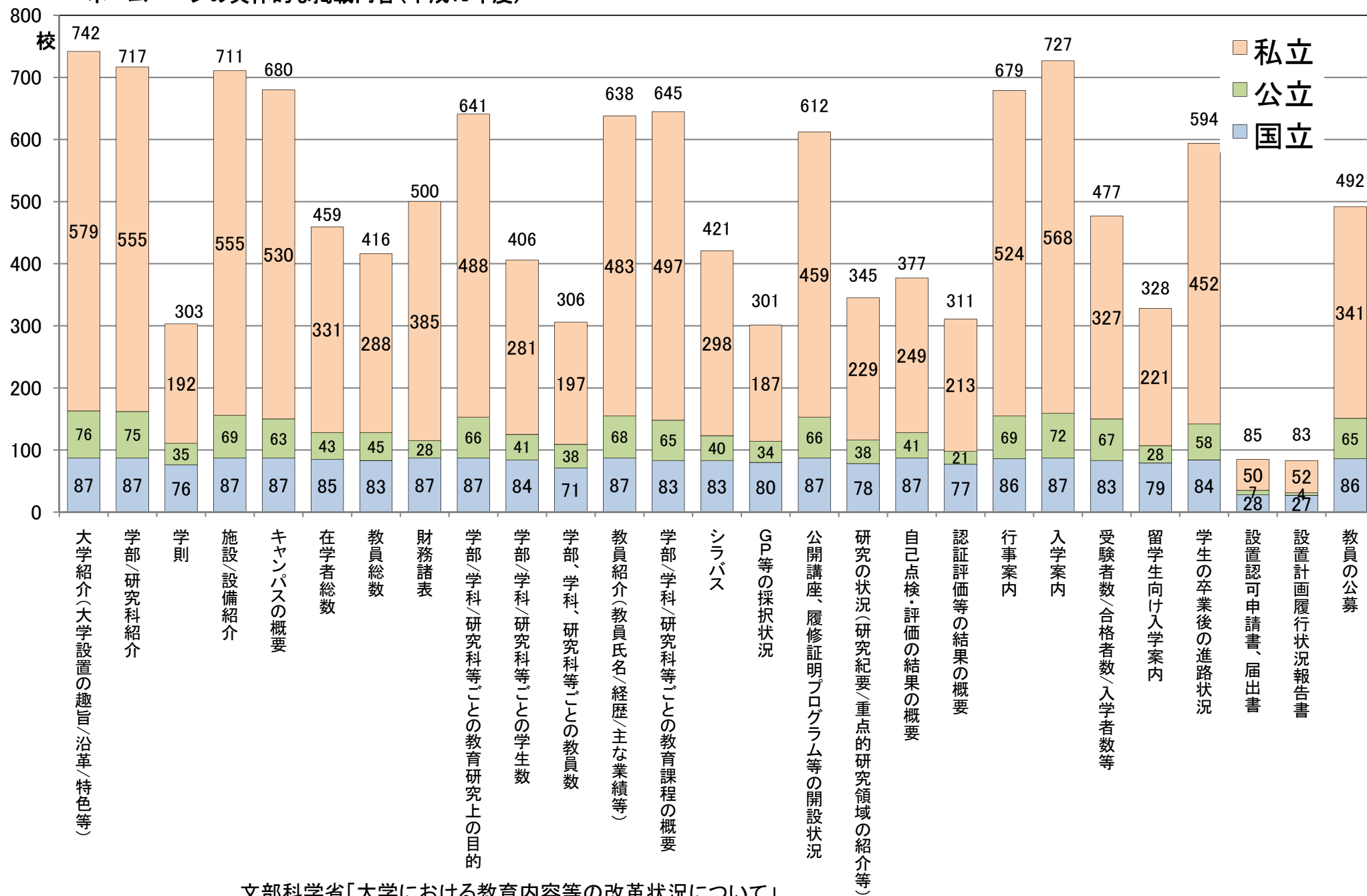
(平成20年度・複数回答)

		大学法人	短大法人等	合 計
全法人数		537	128	665
一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		350 (65.2%)	54 (42.2%)	404 (60.8%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	293 (54.6%)	39 (30.5%)	332 (49.9%)
	各科目の平易な説明する資料	132 (24.6%)	13 (10.2%)	145 (21.8%)
	経年推移の状況が分かる資料	228 (42.5%)	31 (24.2%)	259 (38.9%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	185 (34.5%)	22 (17.2%)	207 (31.1%)
	グラフや図表を活用した資料	190 (35.4%)	18 (14.1%)	208 (31.3%)
	学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	69 (12.8%)	7 (5.5%)	76 (11.4%)

注:単位は法人数。( )内の数値は、全法人に対する割合

### 3(9) 大学における情報の積極的な提供に関する取組

ホームページの具体的な掲載内容(平成19年度)



## 3(10)① イギリスにおける大学の質保証に関わる制度(概略)

イギリスでは、設置認可、機関評価、各種データ公表、質保証の基準の整備等が進展。  
なお、業績指標の公表や研究評価は、大学の機能別分化も踏まえた取組。

### 【全国的に設けられた質保証の制度】

#### ●設置認可審査 (scrutiny of degree-awarding powers and university title)

学位授与権の付与と、カレッジから大学への昇格は、国の認可とされており、「アカデミック・インフラストラクチャー」や、経営及び教学管理、学習環境等の基準により、QAAが審査。

#### ●設置後の教育の質保証 (quality assurance framework)

##### ①機関評価 (institutional audit)

「アカデミック・インフラストラクチャー」等に基づき、QAAが評価し、結果を公表。

##### ②教育の質情報の公表 (teaching quality information)

学生満足度、卒業後の進路状況等について、全大学の履修コースごとに、HEFCEが一覧表で公表 ([www.unistats.co.uk](http://www.unistats.co.uk))。

#### ●各大学の業績指標の公表 (performance indicators)

進学機会拡大への取組、中退率、博士授与件数とその効率性、卒業生の就職率について、大学ごとに、HEFCEが一覧表で公表。(大学の多様性を踏まえ、大学ごとのベンチマークも算出)

#### ●研究評価 (research assessment exercise)

各大学の研究活動について、分野ごとに、5段階の分布で、HEFCEが評価し、結果を公表。評価結果は、基盤的経費の約20%を傾斜配分する際に活用。

### 【質保証システムに用いられる基準等】

#### ●アカデミック・インフラストラクチャー (academic infrastructure)

##### ①高等教育の枠組 (framework of higher education qualifications)

学士、修士、博士の各学位等に求められる水準・基本的内容を解説 (QAAが作成)

##### ②分野別の基準 (subject benchmark statements)

学士(優等学位)、修士等の学位取得に必要な資質・能力、学位プログラムの構成等を、分野ごとに解説 (QAAが作成)

##### ③各大学のプログラム概要 (programme specifications)

各大学が、学位プログラムごとに修得すべき学習成果を明確化し、公表 (QAAは、各大学のためのガイドラインを作成)

##### ④行動規範 (code of practice)

質保証に関する各大学での取組方法について解説(「大学院教育」「学生の評価」等の10項目からなる) (QAAが作成)

#### ●教育の質の向上 (quality enhancement)

各大学の教育と学習の方法・内容の改善促進が、予算支援と中核センター(Higher Education Academy)によって進められている。

## 3(10)② イギリスの大学の情報公開(Unistats)の概要

大学への公財政の配分を担うHEFCEは、大学の説明責任を果たす観点から、2007年から Unistats ([www.unistats.com](http://www.unistats.com))を通じ、各大学が提供する教育コース(学士課程と大学院)ごとの情報を一元的に発信。

### (1) 学生の入学時の情報

- ①入学した学生の入学時のスコアの分布
- ②入学前に持っていた学位等の資格

### (2) 学生の内訳

- ①学生数
- ②学生の男女比
- ③成人学生(学士課程は21歳以上、大学院は25歳以上)の割合
- ④パートタイム学生の割合
- ⑤留学生の割合

### (3) 学生の満足度(以下の質問に同意したパーセント)

- ①全体的に、所属コースの質に満足している
  - ・「全体的に、所属コースの質に満足している」
- ②所属コースの教育について
  - ・「教員は説明がうまい」
  - ・「教員によって、学習に興味がわく」
  - ・「教員は、教えている内容に熱意を持っている」
  - ・「コースは、知的刺激がある」
- ③評価とフィードバック
  - ・「評価基準は、あらかじめ明確に示されている」
  - ・「評価は公平である」
  - ・「フィードバックは適切である」
  - ・「自分の学習に対する詳しいコメントをもらった」
  - ・「学習に対するフィードバックにより、自分が理解していないところが明確になった」

### ④学習支援

- ・「学習に対する十分な助言と支援を受けた」
- ・「自分に必要なときに教員と連絡が取れた」
- ・「学習内容を選択するときに、よい助言が受けられるようになっていた」

### ⑤組織及び運営

- ・「時間割は効率的に機能していた」
- ・「コースや授業を変更するための連絡は効果的だった」
- ・「コースは、よく組織され、円滑に運営されていた」

### ⑥学習環境

- ・「図書館の内容とサービスは、自分のニーズに十分であった」
- ・「必要なときに、一般的なITを利用することができた」
- ・「必要なときに、特別な器具・装置・部屋を利用することができた」

### ⑦個人の発達

- ・「コースを通じて自らに対する自信を持てるようになった」
- ・「コミュニケーションスキルが向上した」
- ・「コースを通じて、未知の問題に取り組む自信がついた」

### (4) 学位取得と進級

- ①学位取得者の状況(ファースト, セカンド, その他等の割合)
- ②1年次から2年次への進級の状況(継続率, 中退率等)

### (5) 卒業後の就職状況

- ①卒業6ヶ月後の就職の状況(10種類の専門的職業への就職率)
- ②就職者のうち、大学卒業生向けの職業と、そうでない職業の割合
- ③進学・就職・未修職等の割合

### (6) その他

○QAAによる機関評価結果へのリンク



### 3(11) 短期大学における専任教員数の算定方法

短期大学の専任教員数は、短期大学設置基準により、学科の種類及び規模に応じて定められる専任教員数と、短大全体の入学定員に応じて定められる専任教員数の合計として算定される。その際、必要な専任教員数の刻みが1名ずつとなっていない分野がある。

#### 短期大学文学科(1学科のみ)の場合

○分野ごとの専任教員数(入学定員→収容定員に換算している。)

収容定員1名～200名 → 5名

～400名 → 7名

～600名 → 8名

(以降, 200名増えるごとに教員1名増員)

○大学全体として必要な専任教員数(入学定員→収容定員に換算している。)

収容定員1名～100名 → 2名

～300名 → 3名

～500名 → 4名

～800名 → 5名

～1200名 → 6名

(以降, 400名増えるごとに教員1名増員)

### 3(12) 定員超過・定員割れに関する取扱いの概要

#### 1. 定員超過の場合

##### 国立大学

###### ○ 運営費交付金の取扱い

- 一定の定員超過率以上の学部等の学生数分の授業料収入相当額(超過授業料収入相当額)の100%を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に国庫納付。

年度	定員超過率
平成20年度	130%以上
平成21年度	120%以上
平成22年度～	110%以上 (小規模学部は120%以上)

小規模学部： 入学定員100人以下の学部

2年次編入学者は平成21年度から、3年次編入学者は平成22年度から適用

##### 私立大学

###### ○ 経常費補助金の取扱い

- (1)一定の定員超過率以上である学部等への経常費補助金を減額。

学部等の定員超過率(医・歯学部を除く) (在籍学生数/収容定員(%))(H19年度)	105～106	107～109	110～114	115～144	145～
減額率	0%	▲3%	▲6%	(以下▲3%ごとに措置)	▲27%

(医・歯学部については別表)

- (2) 表の①又は②の定員超過率にある学部等への経常費補助金を不交付。

年度	①収容定員 在籍学生数 収容定員	② 入学定員 (入学者数/入学定員)	
		学部等 (医・歯学部を除く)	
			(経過措置)
平成20年度	1.50倍以上	1.30倍以上	(1.40倍以上)
平成21年度	〃	〃	(1.37倍以上)
平成22年度	〃	〃	(1.34倍以上)
平成23年度	〃	〃	—

(医・歯学部については別表)

- 上記のほかに一定の定員超過率である大学等の経常費補助金を不交付とする措置がある。

## 公私立大学

### ○ 設置認可の取扱い

- 「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」により、以下の要件に該当する学部等の設置は認可しない（同一の法人が設置する大学等に全て適用）。（なお、国立大学に関する意見伺いに際しても、上記基準に準じた取扱いをしている）

	大学(学部)	短大	高専
チェック対象組織	学部ごと	学科ごと	学科ごと
平均入学定員超過率	1.3倍以上	1.3倍以上	1.3倍以上
対象期間	過去4年	過去2年	過去5年

※対象期間について、修業年限が6年の大学の学部に関しては過去6年、修業年限が3年の短大の学科に関しては過去3年

## 2. 定員割れの場合

### 国立大学

#### ○ 運営費交付金の取扱い

- 収容定員充足率が一定率を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額のうち未充足分に相当する額を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に国庫納付。

年度	学生収容定員に対する在籍者数の割合
平成16～18年度	85%
平成19～21年度	90%

国庫納付額 = (学生収容定員 - 在籍者数) × 学生一人当たり教育費単価  
 学生収容定員: 中期計画の別表に掲げられた収容定員  
 在籍者数: 学校基本調査(学生教職員等状況票: 5月1日現在)による学生数  
 学生一人当たり教育費単価: 実収容定員が一人増加した際の所要額とし、教育研究組織係数(運営費交付金の算定に用いる係数)に基づき算出する。

### 私立大学

#### ○ 経常費補助金の取扱い

- 学生収容定員に対する在籍学生数が一定率を下回る学部等に対する経常費補助金を減額。

学部等 (医・歯学部を除く)	最小減額率		充足率の低下に伴い減額率は増加	最大減額率	
	収容定員充足率(%)	減額率		収容定員充足率(%)	減額率
平成19年度	88～84	▲3%		59未満	▲18%
平成20年度	90～87	▲2%		59未満	▲23%
平成21年度	90～87	▲2%		55未満	▲30%

(医・歯学部については別表)

- 学生収容定員に対する在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下である学部等に対する経常費補助金を不交付。